

湯河原町スポーツ施設指定管理者業務仕様書

湯 河 原 町

令和7年8月

目 次

1 総則

- (1) 施設の管理運営に関する基本的な考え方 1
- (2) 指定期間 1
- (3) 業務の範囲 1
- (4) 業務上の留意点 1
- (5) 指定管理対象施設の概要 2

2 施設の利用等に関する業務

- (1) 供用日、休館日及び供用（開館）時間 7
- (2) 業務の概要 10

3 施設の運営管理に関する業務

- (1) 施設の業務 15
- (2) 各種帳簿類作成業務 16
- (3) 経理に関する事項 16
- (4) 人員配置に関する事項 17
- (5) 指定管理者の管理開始に係る準備 18
- (6) その他の条件 18
- (7) 検査及びモニタリング 19
- (8) 年度協定 19
- (9) 協議 19
- (10) その他の事項 19

指定管理区域図 20

管理・責任分担表 38

清掃・保守点検等項目 39

備品・配備品台帳 45

(参考資料)

利用状況表 55

収支状況表 61

優先予約・減免状況表 69

1 総則

(1) 施設の管理運営に関する基本的な考え方

湯河原海浜公園テニスコート（以下「海浜公園テニスコート」という。）、湯河原海浜公園プール及びその他の施設（以下「海浜公園プール及びその他の施設」という。）、湯河原町総合運動公園多目的広場（以下「総合運動公園多目的広場」という。）（湯河原町総合運動公園夜間照明施設（以下「夜間照明施設」という。）を含む。）、湯河原町総合運動公園パークゴルフ場（以下「総合運動公園パークゴルフ場」という。）、湯河原町総合運動公園弓道場（以下「総合運動公園弓道場」という。）、湯河原町ヘルシープラザ（以下「ヘルシープラザ」という。）及び湯河原町民体育館（以下「町民体育館」という。）は、住民の健康増進、体育・スポーツ活動・観光の振興及びコミュニティの形成を図ることを目的として設置された施設である。

上記の設置目的を効果的に達成するため、効果的・効率的な管理運営を行うことにより、利用者サービスの向上及び施設に係る管理運営費の削減を図るものとする。

(2) 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。ただし、指定管理者が、町の指示に従わないとき、締結した協定に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

ア 施設の使用料の収受に関する業務

イ 施設の使（利）用の許可（承認）、取消し等に関する業務

ウ 施設、設備等の維持管理に関する業務

エ 施設の供用日、休館日及び供用（開館）時間の変更に関する業務。ただし、供用（休館）日及び供用（開館）時間を変更する場合は、あらかじめ町長（教育委員会）の承認を受けなければならない。

オ 施設の使（利）用の向上を図り、町（住）民の心身の健全な発展に寄与するための事業の企画及び実施に関する業務

カ その他施設の管理運営に関して、町が必要と認める業務

(4) 業務上の留意点

ア 住民の健康増進、体育・スポーツ活動・観光の振興及びコミュニティの形成を図ることを目的として設置された施設であることに留意し、管理運営を行うこと。

イ 利用者に対しては、柔軟な対応が必要であることに留意し、常に快適な利用環境を確保すること。

ウ 管理運営方法について創意工夫するとともに、積極的に社会の変化、使（利）用者のニーズ等に対応した改良・改善を図ること。

エ 次の関係法令、条例及び規則その他関連法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって、適正な業務を遂行すること。

- (ア) 地方自治法、同施行令ほか行政関係法規
- (イ) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (ウ) 湯河原町都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）
- (エ) 湯河原町都市公園条例施行規則
- (オ) 湯河原町公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則
- (カ) 湯河原町ヘルシープラザ条例（以下「ヘルシープラザ条例」という。）
- (キ) 湯河原町ヘルシープラザ条例施行規則
- (ク) 湯河原町民体育館条例（以下「町民体育館条例」という。）
- (ケ) 湯河原町民体育館条例施行規則
- (コ) 湯河原町教育関係施設等の使用料の減額及び免除に関する規則
- (サ) 湯河原町駐車場条例（以下「駐車場条例」という。）
- (シ) 湯河原町駐車場条例施行規則
- (ス) 湯河原町予算決算会計規則
- (セ) 湯河原町暴力団排除条例
- (リ) その他管理運営を行うに当たり必要な法令（条例及び規則を含む。）

オ 指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に町の承認を受けなければならない。なお、その場合は、業務委託内容を仕様書により明確にした上で委託するものとし、業務完了後は、作業前後の写真及び業務完了報告を求めるものとし、委託業務が適正に行われたことが確認できるようにしなければならない。

カ 特定の団体等に有利あるいは不利になることがないように、使（利）用者の平等な利用を確保すること。

キ 障がい者の利用に際して配慮を行うこと。

ク 事故防止及び安全管理には、特段の注意義務をもって当てること。

ケ 個人情報の保護に関する法律、湯河原町個人情報の保護に関する法律施行条例及び各種関係法令を遵守し、個人情報保護には特段の注意義務をもって当てること。

コ 指定管理者が管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書（電子データ、写真類を含む。以下同じ。）で指定管理者が管理しているものの公開については、湯河原町情報公開条例の目的にのっとり、当該管理業務に係る情報の公開及び透明性の確保に必要な措置を講ずること。

サ 指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らす、自己の利益のために使用するなど目的外に使用してはならない。なお、指定管理の期間が終了した後も同様とする。

(5) 指定管理対象施設の概要

ア 海浜公園テニスコート（供用開始：昭和60年4月1日）

- (ア) 名称及び位置

湯河原海浜公園テニスコート 湯河原町門川 11 番地

(イ) 施設の内容（管理の区域は「指定管理区域図（P20）」のとおり）

敷地面積 18,187 m²

コート面積 2,405 m² 4 面（合成ゴム舗装、軟・硬式両用）

管理棟 1 棟

管理棟の概要（管理の区域は「指定管理区域図（P21～P24）」のとおり）

面 積	建 築 面 積	230.00 m ²	
	延 床 面 積	617.74 m ²	
主要施設	構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階	
	地 下	91.12 m ²	プール機械室、電気室（高圧受電）、受水槽室、雑排水室（プール洗浄廃水室）、排水ポンプ、汚水槽、下部釜場、釜場
	1 階	118.70 m ²	事務室、エントランスホール、受水槽ポンプ室、ピロティ、便所、シャワー室、足洗場
	2 階	206.27 m ²	シャワー室、更衣室、ロッカー、便所、ホール
	3 階	201.65 m ²	休憩室、便所
	主 要 設 備	給排水、電気、消防、階段、空調設備、電気制御盤ほか	

(ウ) 指定管理業務を行う場所等

- a 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、使用の許可等に関する業務等を行う場所は、海浜公園管理棟の事務所（以下「海浜公園管理棟事務所」という。）とする。
- b 利用者の利便のため、更衣室、ロッカー、シャワー室及びトイレの清掃を行うものとする。
- c 指定管理者は、指定管理期間が終了したときは、海浜公園管理棟を原状に回復し、町に返還するものとする。

イ 湯河原海浜公園プール及びその他の施設（供用開始：プール（昭和 61 年 6 月 28 日）
・その他の施設（昭和 60 年 4 月 1 日））

(7) 名称及び位置

湯河原海浜公園プール及びその他の施設 湯河原町門川 11 番地

(イ) 施設の内容（管理の区域は「指定管理区域図（P20・P24）」のとおり）

敷地面積 18,187 m²

プール面積 3,130 m² 3 箇所（流水・25m・子どもプール）

日よけシェルター、擁壁 4 基

コンクリート製シェルター 3 基

フェンス（出入口含む。） 5 基

起流装置室	2 箇所
便所	1 箇所
屋外駐車場	990 m ² 40 台（駐車場自動化システム（ゲート、発券機、精算機、満空塔）
国道側トイレ	16.00 m ²
テニスコート横トイレ	16.00 m ²
水銀灯（うち下水道課所管 4 基を除く。）	9 基
あずまや	2 基
その他の施設	11,662 m ² （芝生広場、園路、樹木、植栽、緑地、遊具、日よけ、ベンチ等）

(ウ) 指定管理業務を行う場所等

- a 利用料金の収受、使用の許可等に関する業務等を行う場所は、海浜公園管理棟事務所とする。
- b 7 月及び 8 月に開設する海浜公園プールについては、事前に回数券の販売を行うものとする。

ウ 総合運動公園多目的広場及び夜間照明施設（供用開始：平成 10 年 3 月 30 日）

(ア) 名称及び位置

湯河原町総合運動公園多目的広場及び夜間照明施設
湯河原町吉浜 1987 番地の 8 ほか

(イ) 施設の内容（管理の区域は「指定管理区域図(P25)」のとおり）

敷地面積	101,296 m ²
指定管理面積	64,799 m ²
うち多目的広場面積	21,231 m ²
バックネット	1 基
ライト・レフトフィールド	2 本
管理棟	1 棟

管理棟の概要（管理の区域は「指定管理区域図(P26～P29)」のとおり）

面 積	建 築 面 積	226.73 m ²	
	延 床 面 積	475.24 m ²	
主要施設	構 造	鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階	
	地 下	161.44 m ²	事務室・休憩室（区域外）、備蓄倉庫、通路、電気室、機械室、エレベーター機械室
	1 階	155.48 m ²	エントランス、便所、シャワー室、更衣室
	2 階	158.32 m ²	休憩室、洗面室、事務室、便所、給湯室、設備スペース、風除室、バルコニー
	主 要 設 備	給排水、電気、消防、エレベーター、自動ドア、給湯、空調設備、電気制御盤ほか	

東側トイレ	24.64 m ²
倉庫	56.55 m ²
ボンベ室	7.58 m ²
水銀灯	32 基
スプリンクラー	4 基
夜間照明施設	6 基
観覧席、園路、健康遊具、植栽、樹木、緑地、ベンチ	
屋外駐車場	130 台

(ウ) 指定管理業務を行う場所

- a 利用料金の収受、使用の許可等に関する業務等を行う場所は、総合運動公園管理棟内の事務室（以下「運動公園管理棟事務室」という。）、又は総合運動公園パークゴルフ場スタート小屋（以下「スタート小屋」という。）とする。
- b 指定管理者は、指定管理期間が終了したときは、総合運動公園管理棟及び総合運動公園パークゴルフ場スタート小屋・休憩施設を原状に回復し、町に返還するものとする。

エ 総合運動公園パークゴルフ場（供用開始：平成 26 年 6 月 28 日）

(7) 名称及び位置

湯河原町総合運動公園パークゴルフ場 湯河原町吉浜 1987 番地の 8 ほか

(イ) 施設の内容（管理の区域は「指定管理区域図(P25・P30)」のとおり）

敷地面積	101,296 m ²
パークゴルフ場面積	6,380 m ²
スタート小屋	29.5 m ²
休憩施設	51.53 m ² (1 棟)、ウッドデッキ 22.66 m ²
パークゴルフ場前トイレ	10.07 m ²
パーゴラ	47.49 m ² (3 棟)
園路、あずまや、手摺、植栽、樹木、緑地、ベンチ	
屋外駐車場	20 台

(ウ) 指定管理業務を行う場所

- a 利用料金の収受、使用の許可等に関する業務等を行う場所は、運動公園管理棟事務室又はスタート小屋とする。

オ 総合運動公園弓道場（供用開始：令和 2 年 7 月 1 日）

(7) 名称及び位置

湯河原町総合運動公園弓道場 湯河原町吉浜 1987 番地の 8 ほか

(イ) 施設の内容（管理の区域は「指定管理区域図(P31)」のとおり）

敷地面積	101,296 m ²
弓道場面積	768.7 m ²
射場（近的射場 5 人立ち）	50.44 m ²
的場	15.40 m ²

審判所 2.44㎡
防矢ネット 高さ4.5m（延長56m）

(ウ) 指定管理業務を行う場所

- a 利用料金の収受、使用の許可等に関する業務等を行う場所は、運動公園管理棟事務室又はスタート小屋とする。

カ ヘルシープラザ（供用開始：平成元年4月1日）

(ア) 名称及び位置

湯河原町ヘルシープラザ 湯河原町吉浜 863 番地

(イ) 施設の概要（管理の区域は「指定管理区域図(P32～P35)」のとおり）

敷地面積 1,653.90 ㎡

建物の概要

面 積	建 築 面 積	936.83 ㎡	
	延 床 面 積	3,430.93 ㎡	
主要施設	構 造	鉄筋・鉄骨コンクリート造 地下1階地上3階	
	地 下	549.71 ㎡	ロッカー・シャワー室、電気室、機械室、公衆用トイレ、倉庫（区域外）
	1 階	889.30 ㎡	事務室、受付、屋内駐車場（普通自動車26台、駐輪場）、玄関ホール、地上波デジタル受信基地（区域外）
	2 階	902.08 ㎡	多目的室、トレーニング室、指導員室、トイレ
	3 階	885.47 ㎡	体育室、器具庫、トイレ
	中 3 階	142.70 ㎡	管理用通路
	屋 上	61.67 ㎡	区域外（㈱NTTドコモ・ソフトバンク ㈱携帯電話用基地局）
	主 要 設 備	給排水、電気、消防、防犯警備、エレベーター、自動ドア、空調、電動シャッター設備、体育器具ほか	

屋外駐車場（645.43 ㎡） 18 台

キ 町民体育館（供用開始：平成22年11月1日）

(ア) 名称及び位置

湯河原町民体育館 湯河原町中央二丁目 21 番地 1、10

(イ) 施設の概要（管理の区域は「指定管理区域図（P36・P37）」のとおり）

敷地面積 6,832 ㎡

建物の概要

面 積	建 築 面 積	1,457.43 ㎡	
	延 床 面 積	1,732.66 ㎡	
主要施設	構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下1階地上2	

	階		
	地 下	120.80 m ²	備品置き場（組立ステージ・防災備品ほか）
	1 階	1,383.78 m ²	玄関、体育室、ステージ（収納）、控室、器具庫、更衣室、トイレ、手洗場
	2 階	228.08 m ²	放送室、器具庫、ギャラリー
	主 要 設 備	給排水、電気、消防、防犯警備、自動ドア設備、空調、体育器具ほか	

管理棟（15.96 m²） 1 棟

屋外駐車場（3,785 m²） 82 台（うち大型自動車 5 台）

駐車場自動化システム（ゲート、発券機、精算機、ループコイルセンサー、バス感知器外） 1 式

駐車場灯 7 基

電気自動車用急速充電器（50 k w） 1 基

(ウ) 町民体育館駐車場台数について

指定管理者は、町民体育館駐車場における町民体育館利用者の駐車台数が 50 台を超える利用が予想されるときは、あらかじめ、町と協議するものとする。

また、町は、湯河原町防災コミュニティセンター利用者の駐車台数が 50 台を超える利用が予想されるときは、あらかじめ、指定管理者と協議するものとする。

(エ) 指定管理業務等を行う場所

a 町民体育館及び駐車場利用料金の収受、利用の許可等を行う場所は、町民体育館駐車場の管理棟（以下「体育館管理棟事務室」という。）とする。

b 指定管理者は、指定管理期間が終了したときは、体育館管理棟事務室を原状に回復し、町に返還するものとする。

2 施設の利用等に関する業務

(1) 供用日、休館日及び供用（開館）時間

ア 海浜公園テニスコート

(7) 供用日

a 1 月 4 日から 12 月 27 日まで

b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用日を変更することができる。

(4) 供用時間

a 次の表に示すとおり

供 用 日	供 用 時 間
1 月 4 日から 3 月 31 日まで 10 月 1 日から 12 月 27 日まで	午前 9 時から午後 4 時まで

4月1日から6月30日まで	午前9時から午後4時まで（日曜日、土曜日又は休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
9月1日から9月30日まで	
7月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで

※「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。

- b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用時間を変更することができる。

イ 海浜公園プール及びその他の施設

(7) 供用日

- a 海浜公園プール 海の日直前の土曜日から8月31日までの間で、町長が定める期間
- b その他の施設 通年
- c 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用日を変更することができる。

(4) 供用時間

- a 海浜公園プール 午前9時から午後5時まで
- b その他の施設 通年中の午前0時から午後12時まで
- c 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用時間を変更することができる。

ウ 総合運動公園多目的広及び夜間照明施設

(7) 供用日

- a 1月4日から12月27日まで（夜間照明施設：4月1日から10月31日まで）
- b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用日を変更することができる。
- c 駐車場の開設期間は、通年中の1月4日から12月27日まで

(4) 供用時間

- a 午前9時から午後9時まで（夜間照明施設：午後5時から午後9時まで）
※ただし、大会等で使用する場合は午前8時から
- b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用時間を変更することができる。ただし、夜間照明施設については、午後9時以降に供用することはできない。
- c 駐車場の開設時間は、通年中の午前8時から午後6時までとする。ただし、ナイター利用の場合は、午後9時までとする。

エ 総合運動公園パークゴルフ場

(7) 供用日

- a 木曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）を除く、1月4日から12月27日まで
- b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用日

を変更することができる。ただし、芝生の養生のために1週間に1日の休場日を設定すること。

- c 芝生の病気等に対応するため、殺菌剤・肥料及び土壌改良剤散布を実施すること。

(4) 供用時間

次の表に示すとおり

供 用 日	供 用 時 間
1月4日から3月31日まで 10月1日から12月27日まで	午前9時から午後4時まで
4月1日から6月30日まで 9月1日から9月30日まで	午前9時から午後4時まで（日曜日、土曜日又は休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
7月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで

※補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用時間を変更することができる。

オ 総合運動公園弓道場

(7) 供用日

- a 木曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）を除く、1月4日から12月27日まで
- b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用日を変更することができる。

(4) 供用時間

次の表に示すとおり

供 用 日	供 用 時 間
1月4日から3月31日まで 10月1日から12月27日まで	午前9時から午後4時まで
4月1日から6月30日まで 9月1日から9月30日まで	午前9時から午後4時まで（日曜日、土曜日又は休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
7月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで

※補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、供用時間を変更することができる。

カ ヘルシープラザ

(7) 休館日

- a 月曜日 ※ただし、月曜日が休日に当たるときは、休館日としない。
- b 12月29日から翌年の1月3日までの日
- c 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、休館日を変更することができる。

(イ) 開館時間

- a 午前9時から午後9時まで
- b 補修その他管理上又は施設運営上の理由により町長が認めたときは、開館時間を変更することができる。
- c 駐車場の開設期間は、通年中の午前9時から午後9時までとする。ただし、吉浜海水浴場開設期間中は、午前7時から午後9時までとする。

キ 町民体育館

(7) 休館日

- a 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降、最初の休日以外の日）
- b 12月29日から翌年の1月3日までの日
- c 補修その他の管理上又は施設運営上の理由により教育委員会が認めるときは、休館日を変更することができる。

(イ) 開館時間

- a 午前9時から午後9時まで
- b 補修その他の管理上又は施設運営上の理由により教育委員会が認めるときは、開館時間を変更することができる。
- c 駐車場及び電気自動車用急速充電器の開設時間は、通年中の午前0時から午後12時までとする。

(2) 業務の概要（「管理・責任分担表(P38)」）

ア 利用料金の収受に関する業務

- (7) 利用料金の収受に関する業務
- (イ) 利用料金の還付に関する業務
- (ウ) 利用料金の減免に関する業務

イ 使（利）用の許可（承認）等に関する業務

- (7) 条例の規定に基づく許可（承認）

指定管理者は、施設を使（利）用しようとする者に対し許可（承認）を行う。

- (イ) 優先予約等に関する業務

町が公用で施設を使用する場合は、優先的に受付を行う。

町民体育館においては、神奈川県立小田原支援学校湯河原校舎が、授業等での利用（平日の昼間）をするため、自主事業の計画をする場合には注意すること。

その他優先予約等に関しては、その都度町と協議し、決定する。

※優先予約状況については「令和6年度優先予約状況表(P69～P72)」参照

- (ウ) 許可（承認）の制限等

許可（承認）の制限等については、次の項目に基づいて行う。

- a 使（利）用の禁止又は制限

- (a) 海浜公園テニスコート、海浜公園プール及びその他の施設、総合運動公園多目的広場及び夜間照明施設、総合運動公園パークゴルフ場及び総合運動公園弓道場

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

- a' 施設に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- b' 施設の損壊その他の理由により利用が危険であると認められる場合
- c' 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- d' 前各号以外の場合において施設の管理上必要がある場合

(b) ヘルシープラザ

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

- a' その使用が公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。
- b' その使用により施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- c' 使用者が他の使用者に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しているとき。
- d' その使用により他の使用者に著しく迷惑をかけると認められるとき。
- e' 監護を要する幼児又は老人が使用する場合であって、付添いがないとき。
- f' その使用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- g' その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(c) 町民体育館

指定管理者は、施設等を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、施設等の利用をさせないことができる。

- a' 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- b' 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- c' 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。
- d' 政治的又は宗教的行事に関する集会のために利用するとき。
- e' 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- f' この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- g' その他管理上支障があるとき。

(d) 海浜公園駐車場、総合運動公園駐車場、ヘルシープラザ駐車場及び町民体育館駐車場

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- a' 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- b' 駐車場の施設を破損、又は汚損するおそれがあるとき。
- c' その他駐車場の管理に支障があると認めるとき。
- b 施設の使（利）用承認の取消し等
 - (a) ヘルシープラザ

使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

 - a' ヘルシープラザ条例又はヘルシープラザ条例に基づく規則に違反したとき。
 - b' 使用承認の条件に違反したとき。
 - c' その他指定管理者が必要と認めたとき。

(b) 町民体育館

指定管理者は、施設の利用承認を受けた者が利用の承認の条件に違反したとき又は「a 使（利）用の禁止又は制限」中、「(c) 町民体育館」の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認を取り消し、又は施設の利用を停止させることができる。

ウ 施設及び設備の維持管理全般の管理運営に関する業務

施設がスポーツ施設として果たす社会的役割を認識し、利用者に常に快適で利便性に富む環境とサービスを経済的かつ効率的に提供すること。

また、利用者への安全確保に留意するとともに、関係法令を遵守し、利用者が常に快適な環境のもとで活動が行えるよう、「清掃・保守点検等項目(P39～P44)」に基づき、施設の保守・管理及び利用環境の整備を行うこと。

設備の点検及び整備に当たっては、日常の各機器の機能維持、管理運営費の削減に努めるとともに、突発的な異常発生時に迅速に対応するため、緊急対応体制を確立すること。

(7) 受付・案内業務

- a 利用開始前準備業務
- b 利用受付業務
- c 利用終了に関する業務

(a) 当日の業務日報の作成

(b) 施設内の事後点検

施設、付属設備等について、その使用状況を確認すること。使用後に異常が発見されたときは、早急に利用者から使用状況を聴取し適切に対応すること。

d 苦情・要望等への対応業務

早急に対応し、処理の結果を業務日報に記載し、遅滞なく町へ報告すること。

e 風水害等利用者の責めによらない理由による使用中止時の対応業務

早急に対応し、処理の結果を業務日報に記載し、遅滞なく町へ報告すること。

また、町から施設使用中止の指示が出された場合には、その指示に従い利用者にその旨を通知すること。

f 見学者への対応業務

(イ) 利用者の誘導、整理及び安全確保業務

定期的に施設の巡視等を行うこと。

(ウ) 機器及び器具の日常点検業務

(エ) 傷病者の救護措置、状況報告等業務

a 傷病者の救助及び救急業務

b 事故報告書の作成

(オ) 施設の警備業務

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して使用できる環境を確保するとともに、施設及び設備の保安管理を常に行うこと。

(カ) 安全管理、防災、緊急時管理業務

a 事故防止のため、環境整備（従業員教育、施設点検、修繕等）を徹底し、安全管理、防災に努めるとともに、災害時及び緊急時の対策について、マニュアルを作成して対応を明確にし、従事者に指導すること。

b 海浜公園管理棟、総合運動公園管理棟、総合運動公園パークゴルフ場、ヘルシープラザ及び町民体育館においては、防火管理者を置き、消防計画を作成し、消防訓練や避難訓練等を行い緊急時の対応に備えること。

c 万一、事故等が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処置について遅滞なく町に報告すること。

d 湯河原海浜公園及び湯河原町総合運動公園は、ドクターヘリの離着陸に際して、湯河原町消防本部から連絡があったときは、協力すること。

e 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発令されたとき、又は、地震、風水害等による大規模な災害が発生したときは、直ちに利用者に通知し、利用者の安全を確保するとともに、迅速かつ適切な避難誘導を行うこと。

また、避難施設、広域応援活動拠点施設に指定されている施設については、災害等発生時において、町又は関係機関からの指示に従い、施設の提供等に協力すること。

f 風水害その他の理由により、施設や設備が損壊するなどして、施設の利用制限をする必要がある場合は、町に申請し、許可を得ること。

(キ) 監視、維持保全及び保安業務

各施設に設置されたすべての設備について、関係法令を遵守し、各設備の保守管理業務を実施するとともに、施設の管理運営が円滑に遂行されるよう適正に管理を行うこと。

a 法令等により定められた資格者が必要な業務については、資格取得者を選任するとともに、選解任の届出等が必要な場合は、関係諸官庁に届出を行うこと。

(ク) 清掃業務

施設の環境衛生維持のため、清掃業務を行うこと。

a 日常清掃

施設について日常的に清掃を行い、設備、備品、器具等を常に清潔な状態に保つこと。

b 定期清掃

日常清掃では実施しにくい清掃等は、必要に応じて定期清掃を実施すること。

c 廃棄物の管理業務

関係法令を遵守し、適正な廃棄物の管理・処理を行うこと。

(ケ) 備品等の管理業務（町所有備品は「備品・配備品台帳(P45～P54)」のとおり）

a 利用者の活動に支障を来さないよう備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品は、町と協議の上整備する。また、備品の管理に当たっては、備品台帳を作成し、確実に行うこと。

b 施設維持管理用消耗品、清掃用消耗品、事務用消耗品等の購入

c 備品の帰属

施設に備付けの備品や、町が貸与した備品は、町に帰属する。

(コ) 駐車場管理業務

施設利用者の利便性に配慮し、駐車場の管理を行うこと。

(サ) 駐車場利用者への対応（海浜公園）

インターホンによる駐車場利用者の問い合わせに対応すること。また設置された監視カメラに不審な点があったときは速やかに対応し、町に報告すること。

(シ) 駐車場門扉の開閉業務（総合運動公園）

駐車場の出入り口に設置された門扉の開閉を行うこと。開閉は通年行うものとし、開門時間は午前 8 時、閉門時間は午後 6 時としナイター利用時は午後 9 時までとする。ただし、利用者の利便性の向上のため開閉門時間を変更する場合は、町と協議の上決定すること。

(ス) 樹木等管理業務

施設の植栽等を良好な状態に保ち、施設の景観を保持するため、敷地内の植栽の管理を適宜行うこと。

(セ) 芝生管理業務（総合運動公園パークゴルフ場）

芝生管理については、現在、ゴルフ場の芝生管理（芝生の病気と害虫及び土壌殺菌剤・殺虫剤、土壌改良剤散布）に精通している業者に委託しているため、現状以上の水準で管理すること。

(ソ) 建物維持管理業務（ヘルシープラザ）

関係法令に定める基準に基づく建物維持点検を実施すること。

a 建築物環境衛生管理業務

(タ) 設備・機器等の保守点検・管理業務

各種法令に基づき点検及び検査等を実施し、必要のあるものについては関係官庁への報告、申請及び提出並びに各種届出を行うとともに、法定検査等の立ち会

いを行うこと。また、法令等で定められた検査等以外においても、定期的に各設備の保守、点検、整備等管理を行い、設備を良好な状態に維持し、安全かつ適正な運転状態を保てるようにすること。

- a 電気設備保守点検業務
- b 消防設備保守点検業務
- c 付帯設備保守点検業務
- d その他、設備の日常点検整備業務
- e 建物付属設備・備品・機器類の簡易な修繕

エ 設置目的を発揮するための事業に関する業務

(7) 自主事業

町が承認したイベント、各種教室、物販等の事業を自主事業として実施することができる。

自主事業は、指定管理者が費用等を負担して実施するものとする。また、利用料金、参加料金等の収入については指定管理者の収入とすることができる。ただし、指定管理者が企画・実施する自主事業は、「1 総則 (1) 施設運営に関する基本的な考え方」に基づき、住民が広く利用又は参加できるものに限る。特定の団体等のみが利用又は参加できるものは認めない。

オ 利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(7) 施設の集客促進業務

- a 広報業務としてホームページ、印刷物等による自主広報を行い、施設・事業の周知に努めること。
- b 施設保有の施設案内等の道標や看板の維持管理を行うこと。

(4) 利用者満足度調査業務

指定管理者は、本業務のサービス水準向上を目的として、利用者アンケート等により利用者の満足度を調査（以下「利用者満足度調査」という。）するとともに、適宜自己評価し、その結果を利用者満足度調査報告書にまとめ、町へ提出すること。

(ウ) 送迎車の運行（総合運動公園パークゴルフ場）

湯河原町コミュニティバス運行時刻を考慮して、利用者を総合運動公園パークゴルフ場まで送迎する車両の運行を計画し、実施すること。

3 施設の運営管理に関する業務

(1) 施設の業務

ア 運営の透明性、説明責任、意見・要望への対応業務

利用者の立場に立ち、優良かつ適切なサービスを提供するよう事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善の努力を行うとともに、その情報を公開し、説明責任を果たすよう努めること。

また、利用者及び近隣住民からの意見・要望を聞くための取組体制を明確にすること。

- イ 指定管理業務等に伴い受領、作成した書類等の管理業務
- ウ 施設・設備管理業務の点検・検査の報告書及び記録の整理業務
- エ 町が求める統計資料の作成・提供業務
- オ 町が求める資料の提出・説明業務
- カ 他のスポーツ施設との連携業務
- キ 行政等への協力業務

- (ア) 町や他の行政機関等との連携を密にし、業務を適正に行うこと。
- (イ) 町や関係機関が設置する協議会との連携を図ること。
- (ウ) その他行政等が行う事業へ協力すること。

ク その他の業務

- (ア) 遺失物、拾得物の処置・保管業務
- (イ) その他施設の管理運営に関して、町が必要と認める業務

(2) 各種帳簿類作成業務

ア 指定管理業務等に関する規程の作成業務

庶務規程、経理規程等必要な規程を作成し、事務の規範を定めること。

イ 円滑な施設管理運営を行うため、管理運営に関する年間計画を策定すること。

ウ 業務日報の作成業務

次に掲げる事項を業務日報で管理すること。

- (ア) 管理業務の実施及び利用の状況（利用者数、利用率等）
- (イ) 利用料金の収入の実績
- (ウ) 管理に係る経費の収支状況
- (エ) 自主事業の実施状況
- (オ) その他管理の実態を把握するために必要な事項

エ 業務月報及び業務報告書の作成業務

上記ウで管理する業務日報に基づき、毎月の業務月報を翌月の10日以内に、また、事業報告書を毎年度終了後30日以内に町に提出すること。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内の取り消された日までの間の業務月報及び業務報告書を作成し、町に提出すること。

(3) 経理に関する事項

ア 予算決算業務

管理運営経費の執行、管理及び決算管理を行うこと。

イ 指定管理者の収入として見込まれるもの

(ア) 利用料金

各施設の利用料金は当該指定管理者の収入として収受させる。また、利用料金は、条例で定める使用料に0.5を乗じて得た額から当該使用料に1.5を乗じて得た額の範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(イ) 指定管理料

事業提案に基づき、適正に算出された管理運営費と利用料金収入等を勘案し、

施設ごとに指定管理料を年度協定で定め、町が指定管理者に支払う。

(ウ) 指定管理者が実施する事業による収入

ウ 管理運営経費

(ア) 人件費（賃金、手当等）

(イ) 旅費

(ロ) 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕料等）

※ 軽微な修繕については、町と協議し、原則として指定管理者が行う。ただし、海浜公園テニスコート、海浜公園プール及びその他の施設、総合運動公園多目的広場及び夜間照明施設、総合運動公園パークゴルフ場、総合運動公園弓道場、ヘルシープラザ及び町民体育館において、1件当たり20万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものは、町が負担する。

(ハ) 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）

(ニ) 委託料（保守点検委託料、清掃委託料、防犯警備委託料等）

(ホ) 使用料及び賃借料（施設使用料、下水道使用料、機器借上料等）

(ヘ) その他施設の管理運営経費

エ 指定管理料の支払

町は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、指定管理者に支払う。なお、支払方法は協定で定める。

オ 管理口座・区分経理

指定管理業務に関する指定管理料、利用料金、その他収入や経費は、他の事業等で利用する口座とは別の口座により管理すること。

また、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費とを区分して整理すること。

カ 経理事務

帳簿等を作成し、適正な経理管理事務を行うこと。

(4) 人員配置に関する事項

公の施設の管理者としての自覚を持ち、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務に当たることのできる人員を施設に配置すること。また、施設及び設備の運転については、関係法令に従って運転し、保守管理業務を適切に実施すること。

ア 施設全体の経営能力を備える統括責任者を1人指名すること。なお、統括責任者は、当該施設の専任とする。

イ 受付業務、施設管理業務等の運営に従事する最適な人員を配置すること。

ウ 配置する人員の配置計画や業務形態は、労働基準法や関係法令を遵守し、かつ、施設運営に支障がないようにすること。

エ 配置する人員に対する必要な研修を行うこと。

オ 有資格者の配置

法律等により定められた資格者が必要な業務は、資格取得者を選任し町に届け出

ること。また、その業務の履行後は速やかに報告書を町及び関係官庁に提出すること。

(5) 指定管理者の管理開始に係る準備

指定管理者は、令和8年4月1日からの管理開始が円滑に行われるよう、次に掲げる項目を行うこと。なお、指定期間が始まるまでに要する準備経費は、指定管理者の負担とする。

- ア 協定項目についての町との協議
- イ 配置する人員の確保及び研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成及び協議
- エ 町及び現行の指定管理者からの業務の引継ぎ
- オ その他指定管理業務に必要な準備

(6) その他の条件

ア 指定管理業務の除外範囲について

自動販売機の設置許可などの行政財産の目的外使用許可、不服申立に対する決定等地方自治法に規定する町長の権限に属する事務は、業務から除く。

イ 町使用区域の一体的管理について

次に示す区域は、町が使用する区域であり、指定管理の区域に含まないが、一体的に維持管理を行うものとする。

(7) ヘルシープラザ

a 地下倉庫

ウ その他施設の管理運営に関する業務

- (7) 町は、火災保険に加入する。指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき理由により町又は第三者に損害を与えた場合に備え、指定管理者の負担において、次に掲げる保険に加入し、その保険金額と同等以上のものに加入しなければならない。

賠償責任保険（身体） （財物）	1人当たり2億円、1事故当たり20億円（限度額） 1事故当たり2,000万円
補償保険（見舞金）	死亡（1人） 500万円 後遺障害（1人） 15～500万円 入院 1～15万円 通院 1～6万円 （入院・通院については、1日以上から補償されるものとする。）
自動車管理者賠償責任 保険（海浜公園、総合運 動公園、ヘルシープラ ザ及び町民体育館）	1台当たり350万円、1事故当たり3,000万円 免責金額（1事故） 6万円

- (イ) 可能な限り従来の事業内容を継承すること。

- (ウ) 国及び町の制度等の改正に伴い、この仕様を変更することがある。

(エ) 指定期間が終了したときは、その管理しないこととなった当該施設又は設備を速やかに原状に回復すること。

(オ) 指定期間終了後は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく各施設の業務を遂行できるよう、次期指定管理者及び町に対し、適正に引き継ぐこと。

(7) 検査及びモニタリング

指定管理者は、町の求めに応じ、管理の状況について実地検査を受け、また、必要な書類の提出を行うこと。なお、町は、業務月報及び業務報告書によりモニタリングを実施し、実績評価等を行う。その結果、指定管理者の業務が要求基準を満たしていないと判断した場合、町は、業務の改善等必要な指示を行い、改善が見られないと判断した場合は、業務の停止を命じ、さらに状況によっては、指定の取消しを行うことがある。モニタリングの結果は、業務報告書提出後 30 日以内に通知する。

(8) 年度協定

指定管理料等の確認のため、毎年度、年度協定書を締結する。この協定書締結のため、指定管理者は、各年度 9 月末までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を町と調整を図った上で作成し、提出すること。

(9) 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、町と協議して定める。

(10) その他の事項

ア 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町に報告しなければならない。その場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、適正な施設の管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じて町は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求める。町は、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等に、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

(イ) 指定が取り消された場合等の賠償

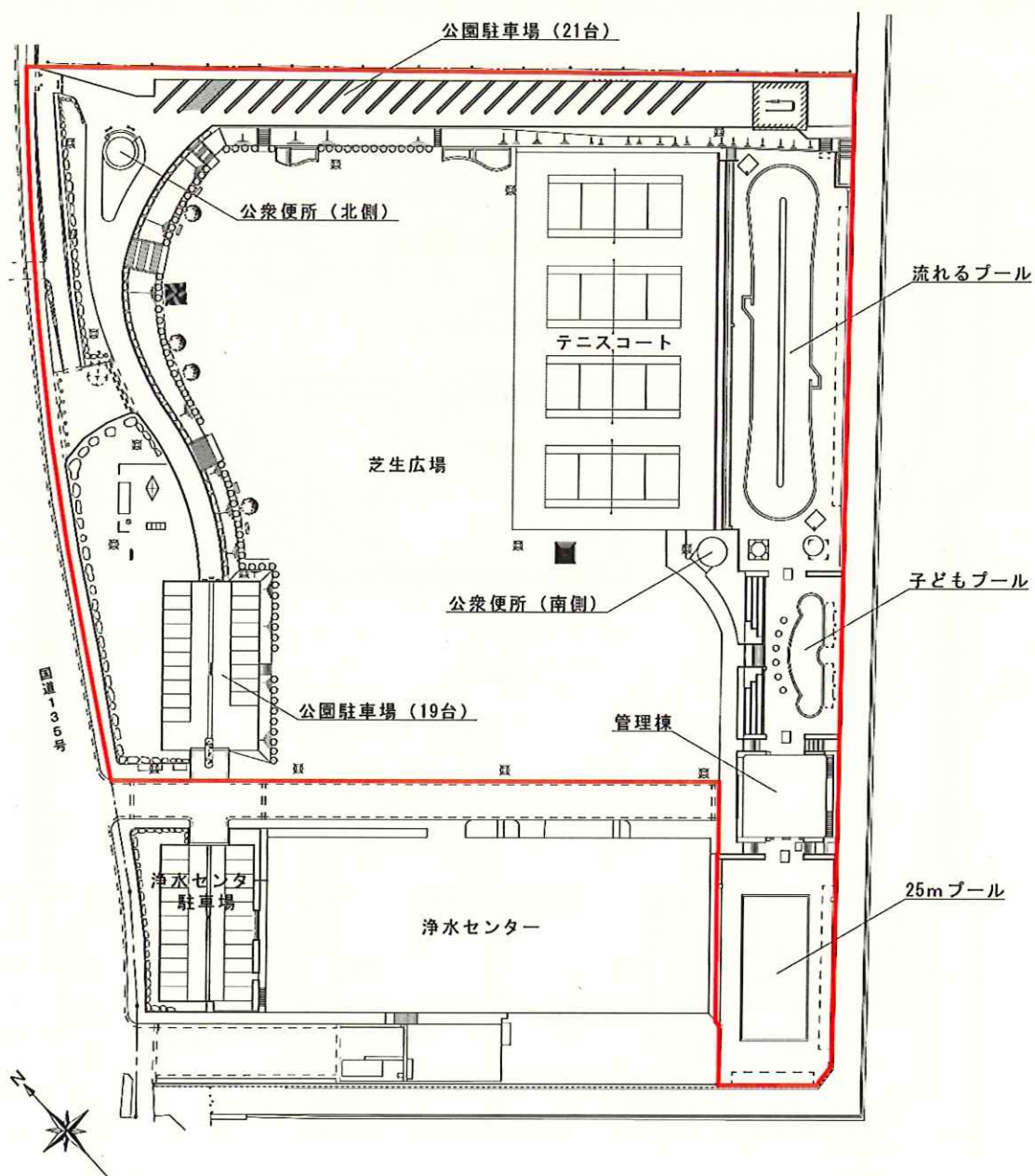
上記(ア)により指定管理者の指定を取り消され、又は業務の全部若しくは一部を停止された場合、指定管理者は、町に生じた損害を賠償する責を負う。

(ウ) 不可抗力等による場合

災害発生時など不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、町と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、町は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

指定管理区域図

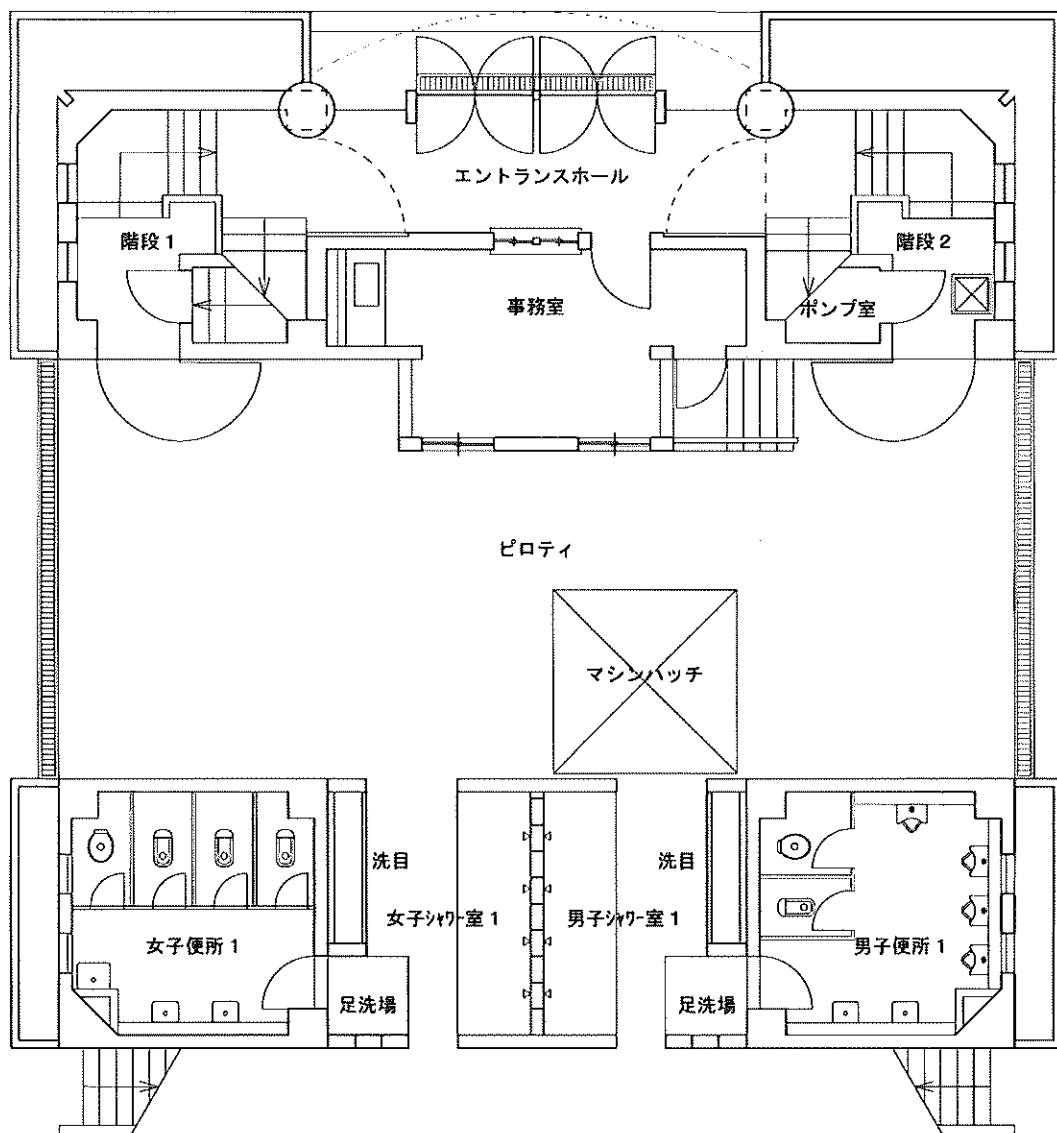
(湯河原海浜公園)



指 定 管 理 区 域 図

(湯河原海浜公園 管理棟)

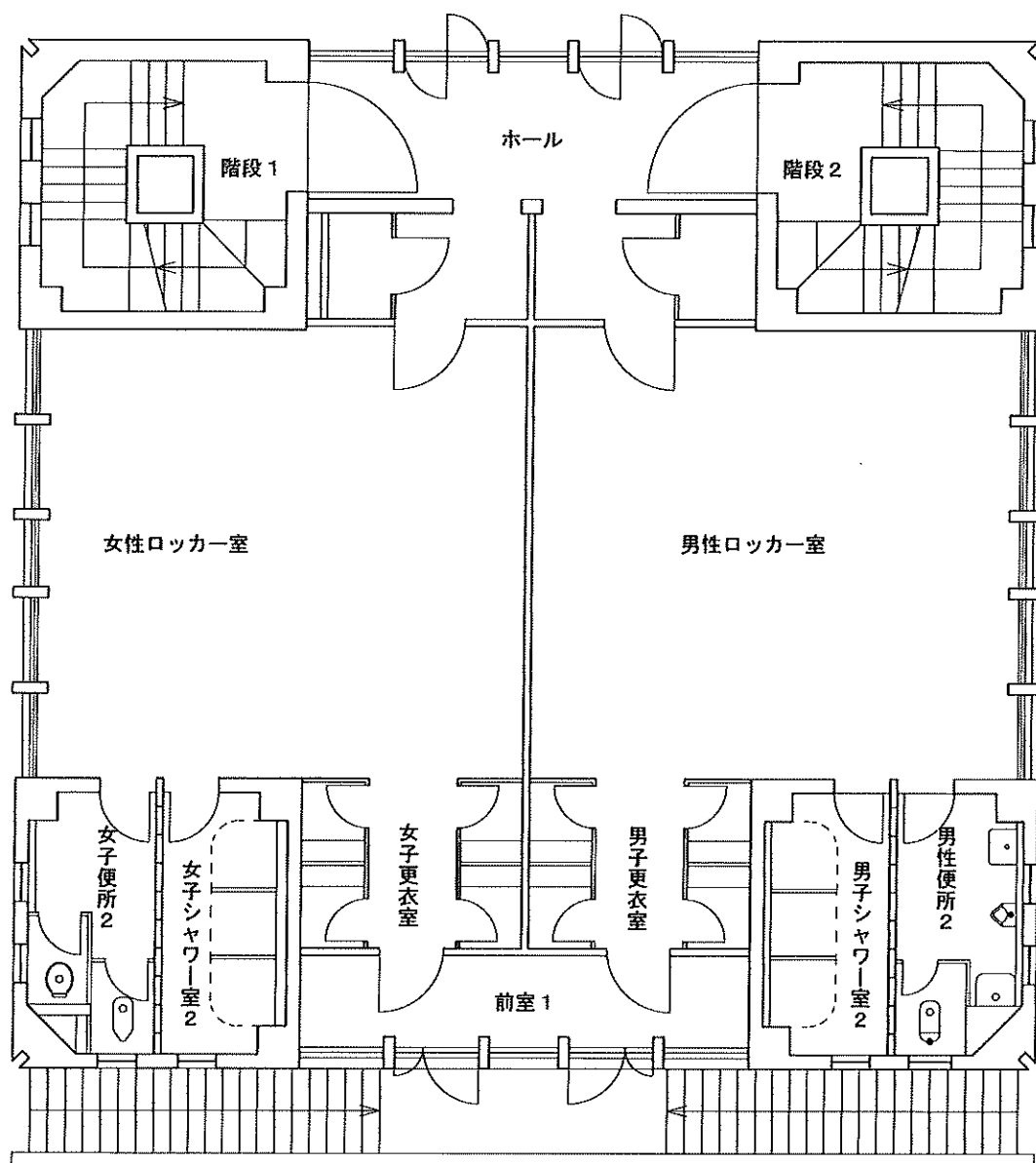
1階 事務室、エントランスホール、受水槽ポンプ室、ピロティ、
便所、シャワー室、足洗場



指 定 管 理 区 域 図

(湯河原海浜公園 管理棟)

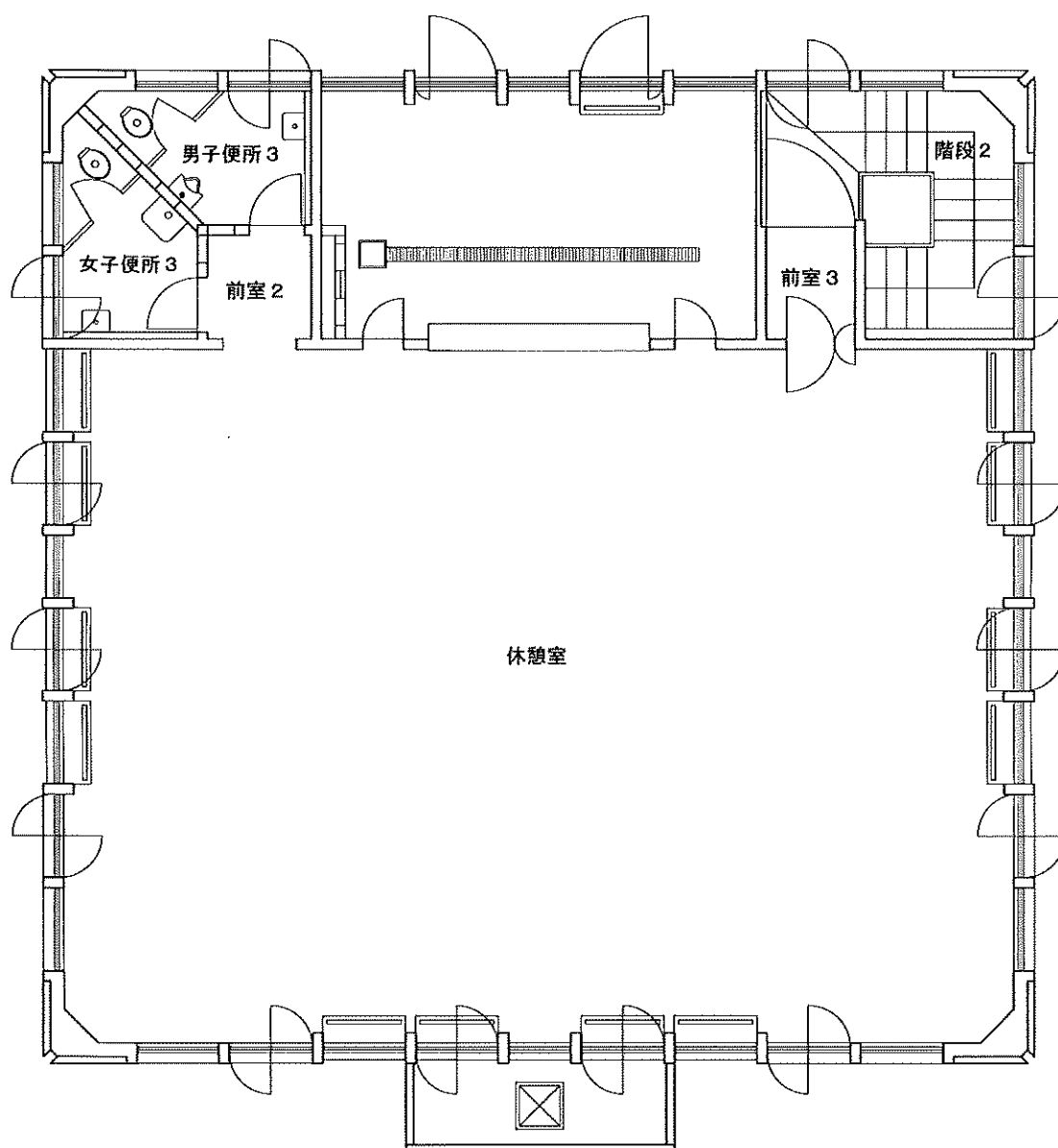
2階 シャワー室、更衣室、ロッカー室、便所、ホール



指定管理区域图

(湯河原海浜公園 管理棟)

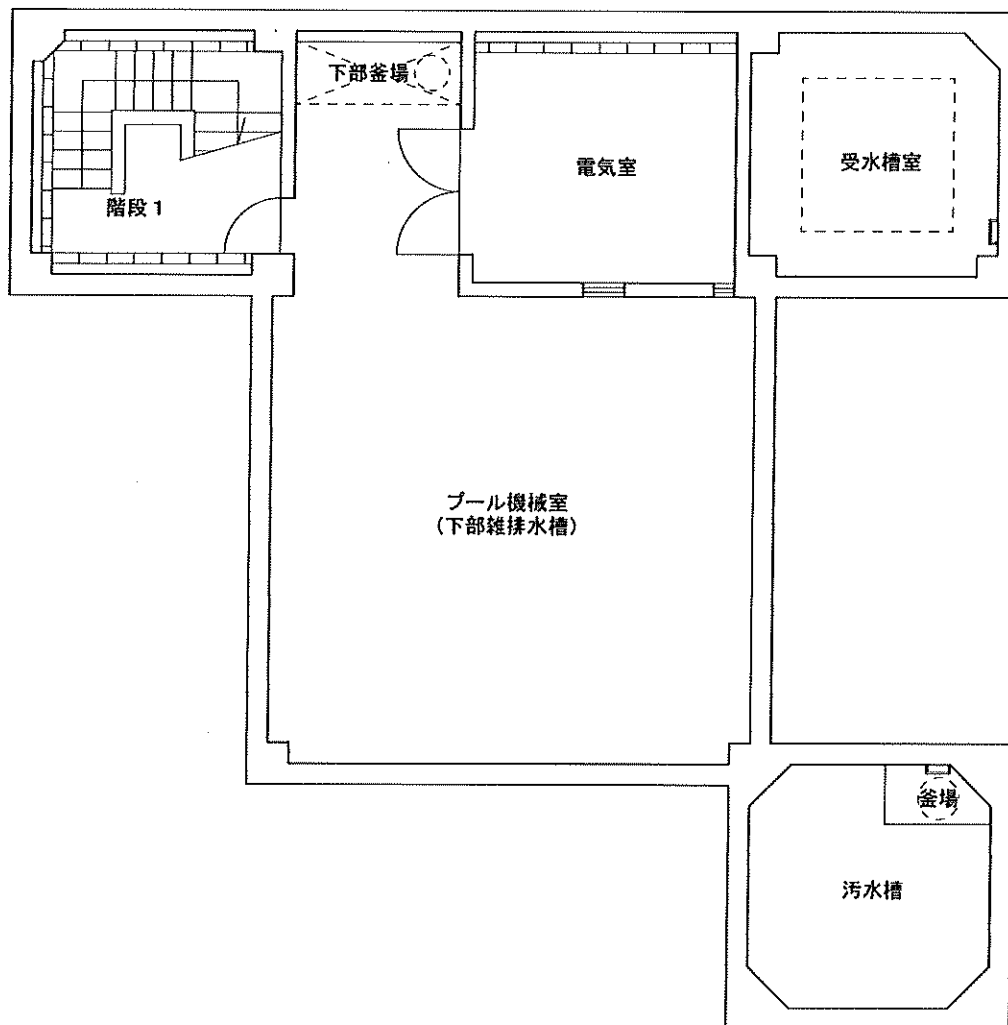
3階 休憩室、便所



指 定 管 理 区 域 図

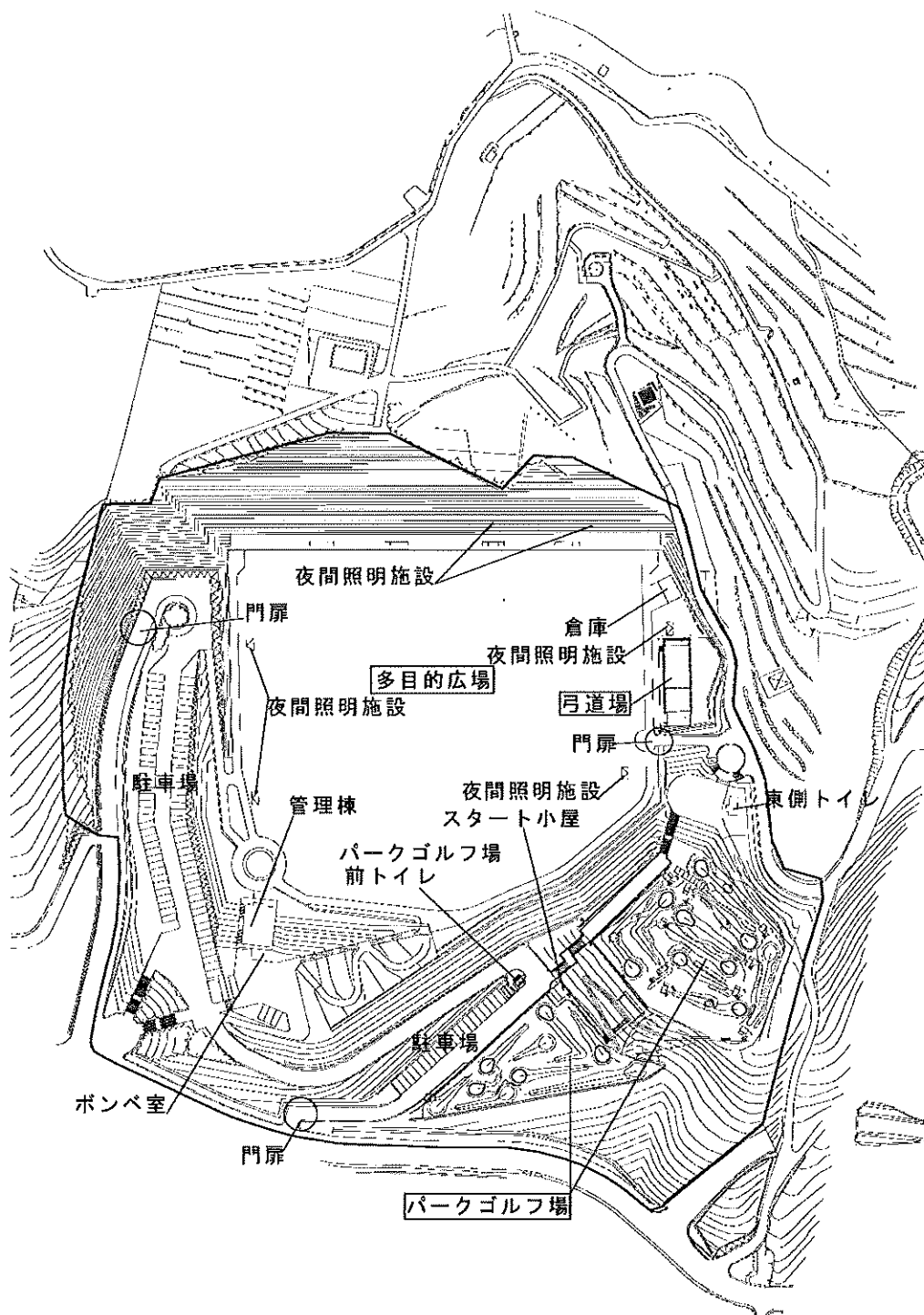
(湯河原海浜公園 管理棟)

地下 プール機械室、電気室(高圧受電)、受水槽室、
雑排水室(プール洗浄廃水室)、排水ポンプ、汚水槽、
下部釜場、釜場



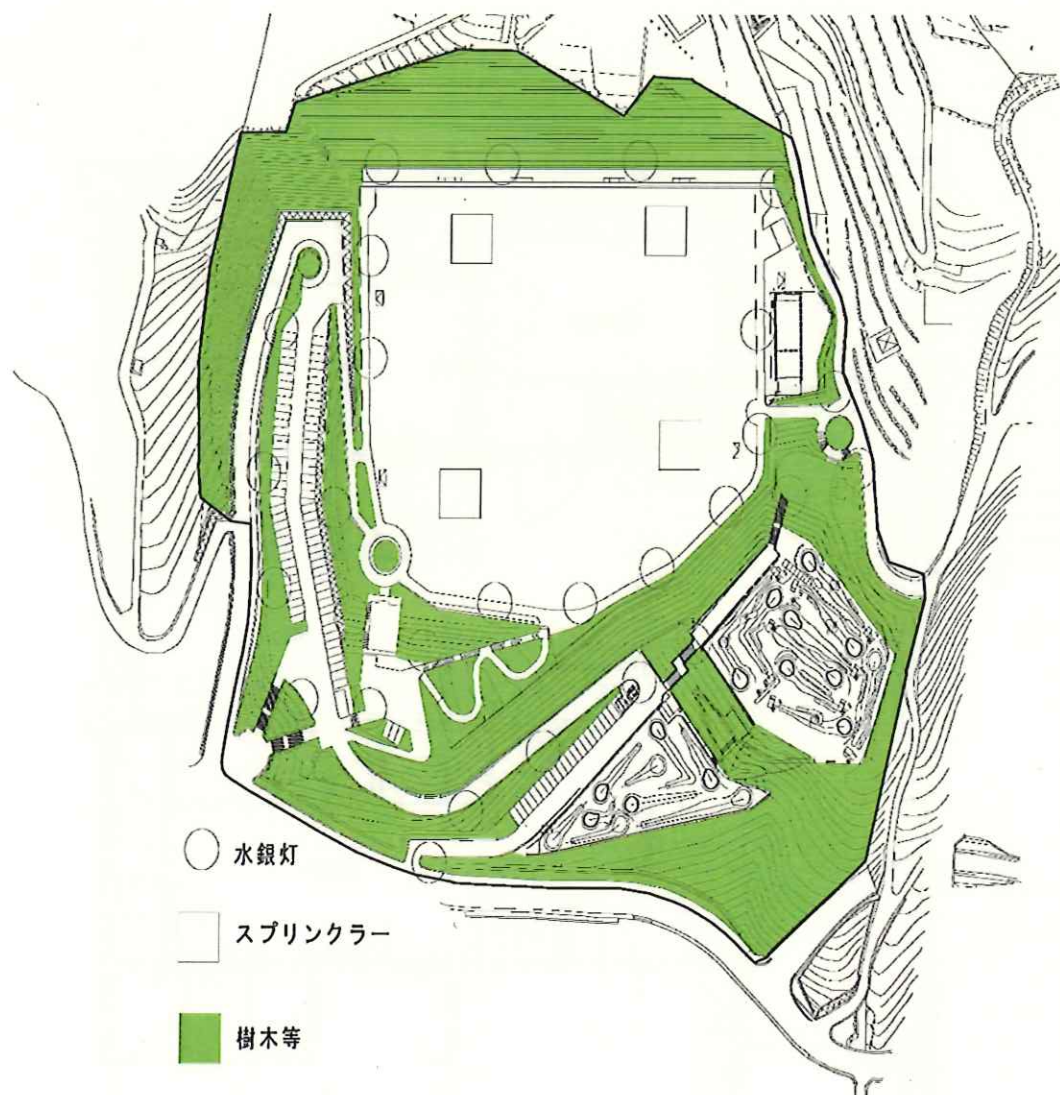
指定管理区域図

(湯河原町総合運動公園)



指 定 管 理 区 域 図

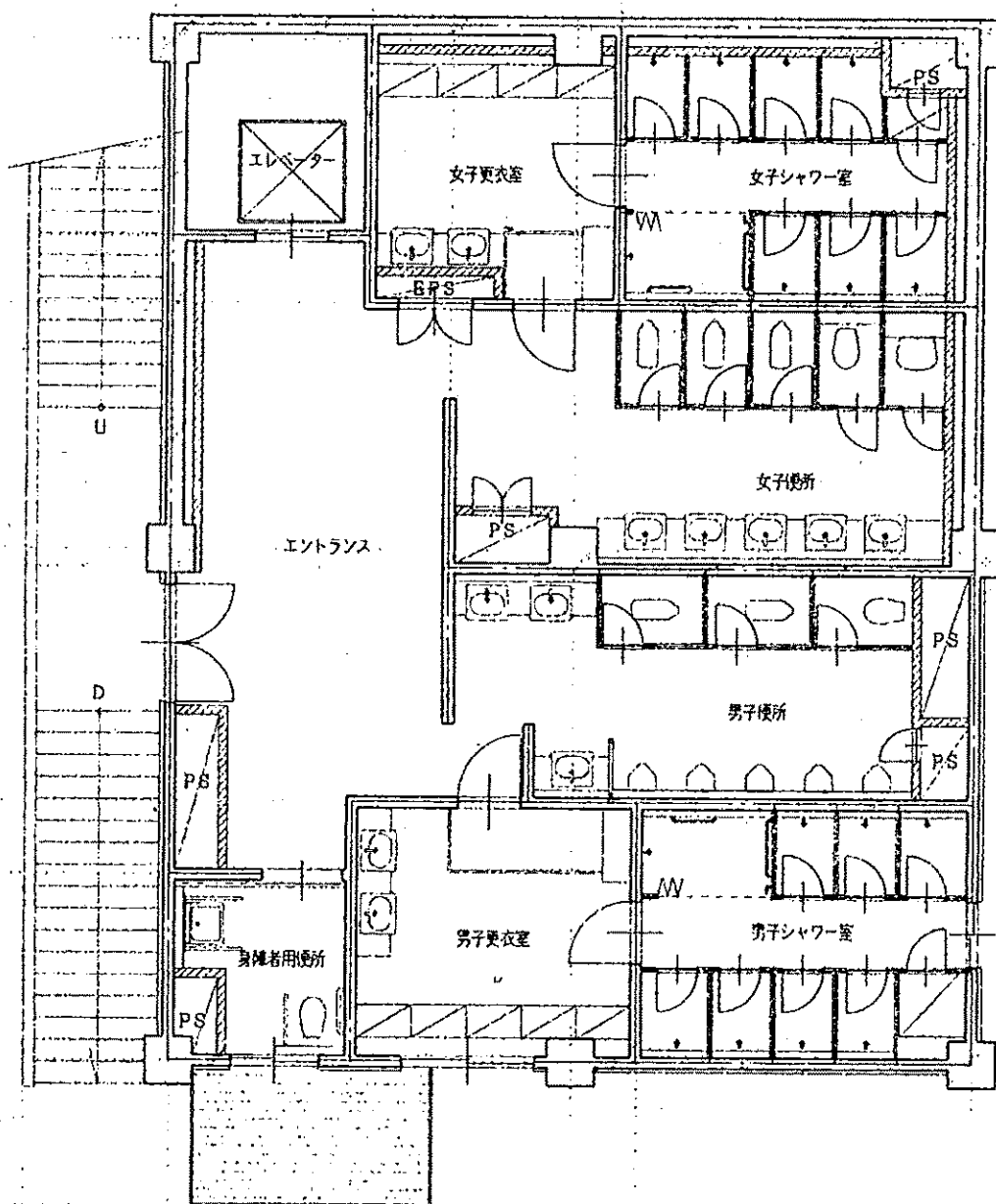
(湯河原町総合運動公園 水銀灯、スプリンクラーおよび樹木等位置図)



指 定 管 理 区 域 図

(湯河原町総合運動公園 管理棟)

1階 エントランス、便所、シャワー室、更衣室

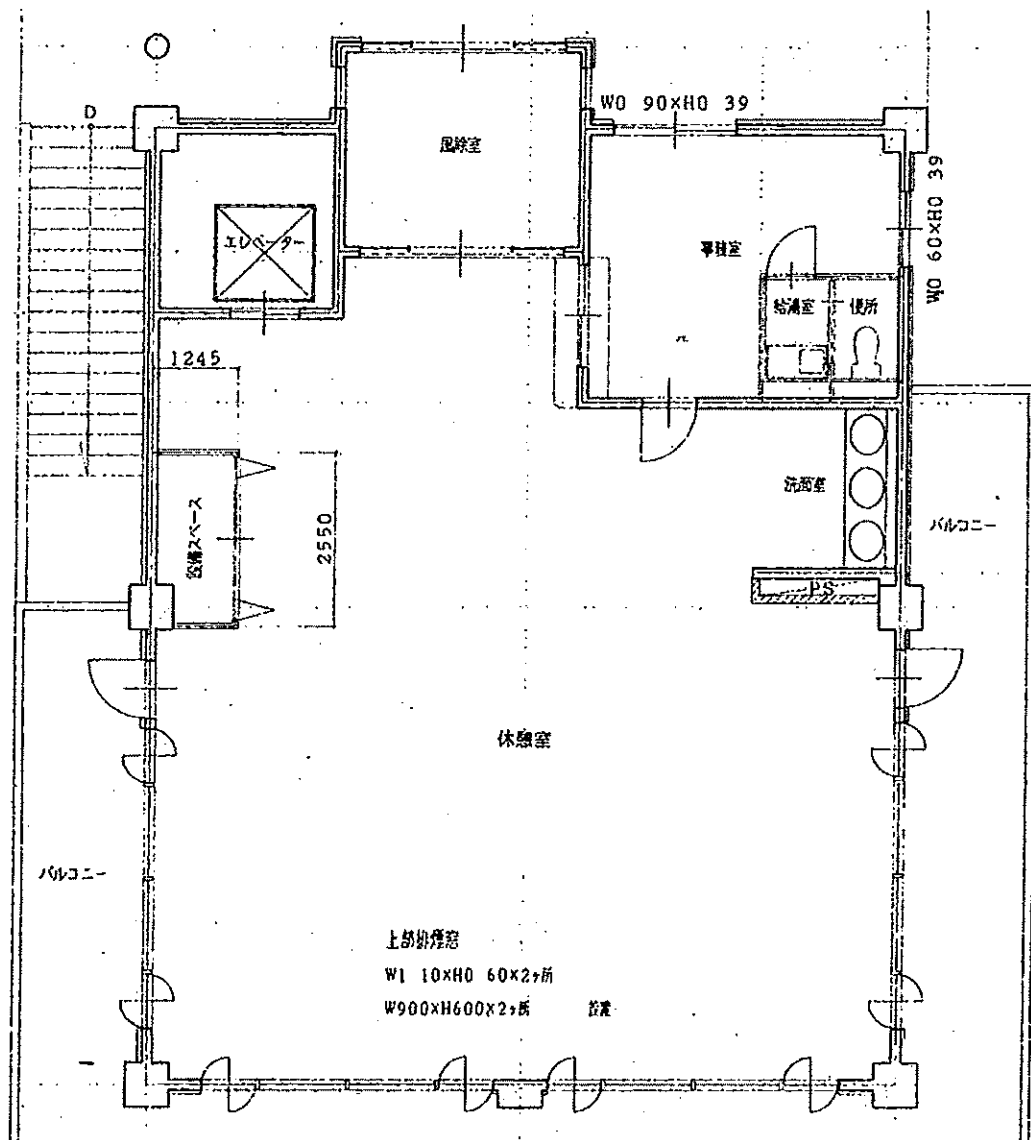


指 定 管 理 区 域 図

(湯河原町総合運動公園 管理棟)

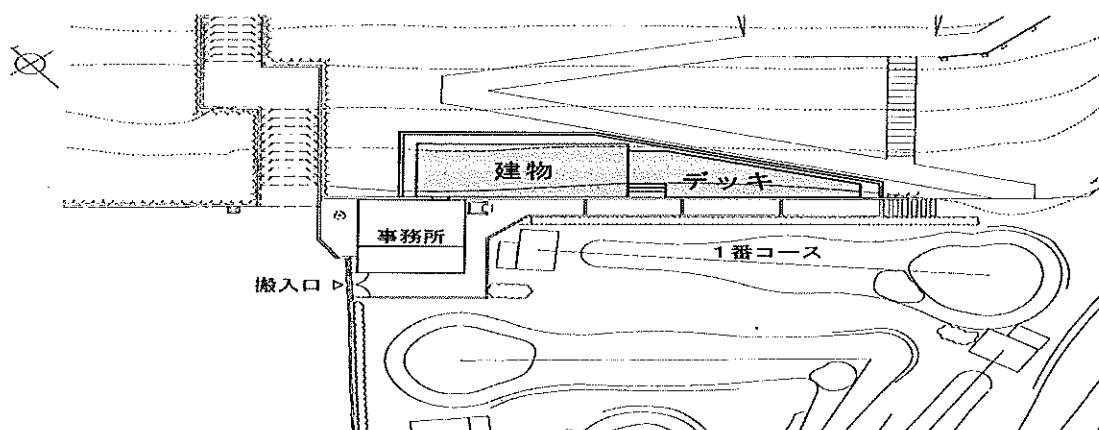
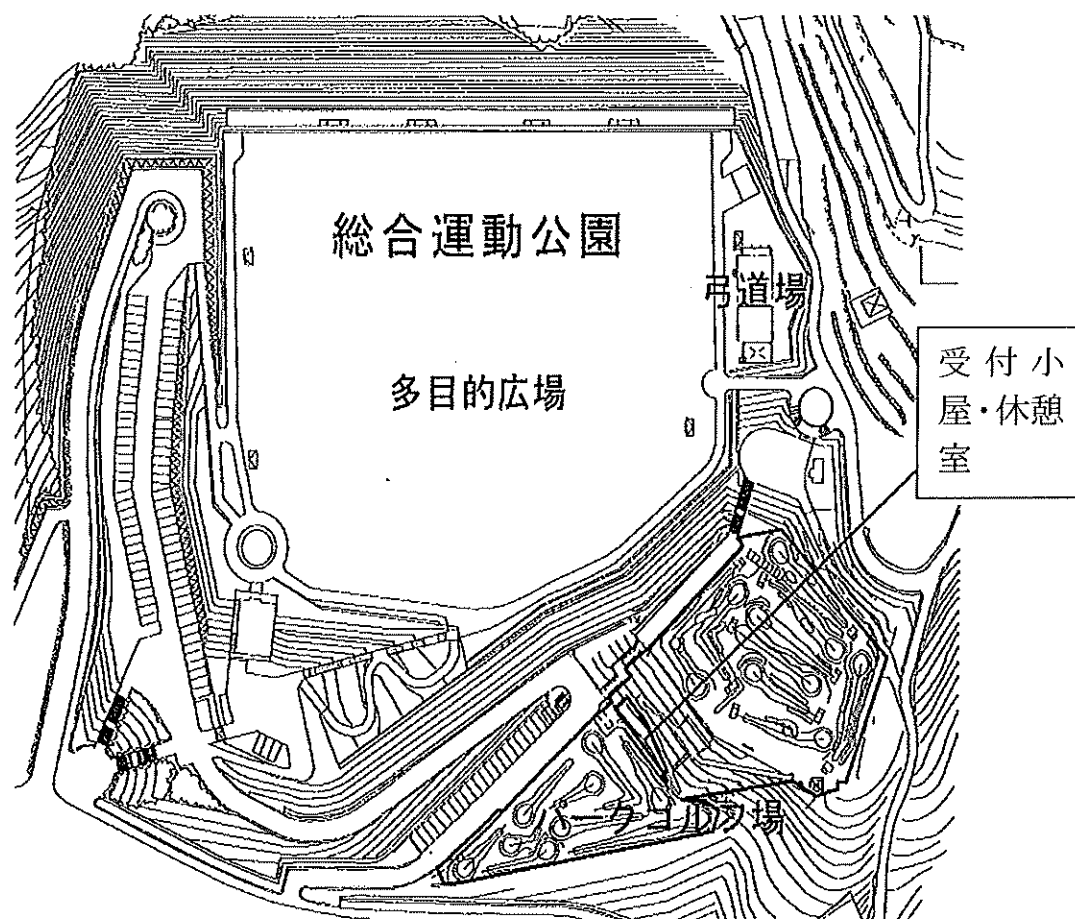
2階 休憩室、洗面室、事務所、便所、給湯室、設備スペース

風除室、バルコニー



指 定 管 理 区 域 図

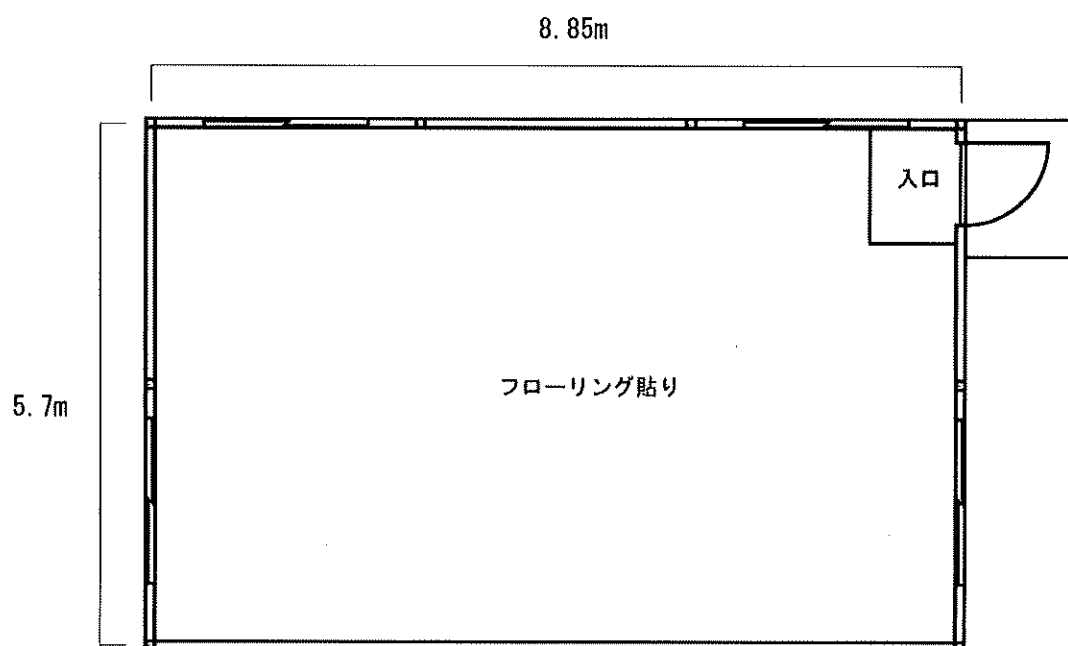
(湯河原町総合運動公園パークゴルフ場受付小屋・休憩室)



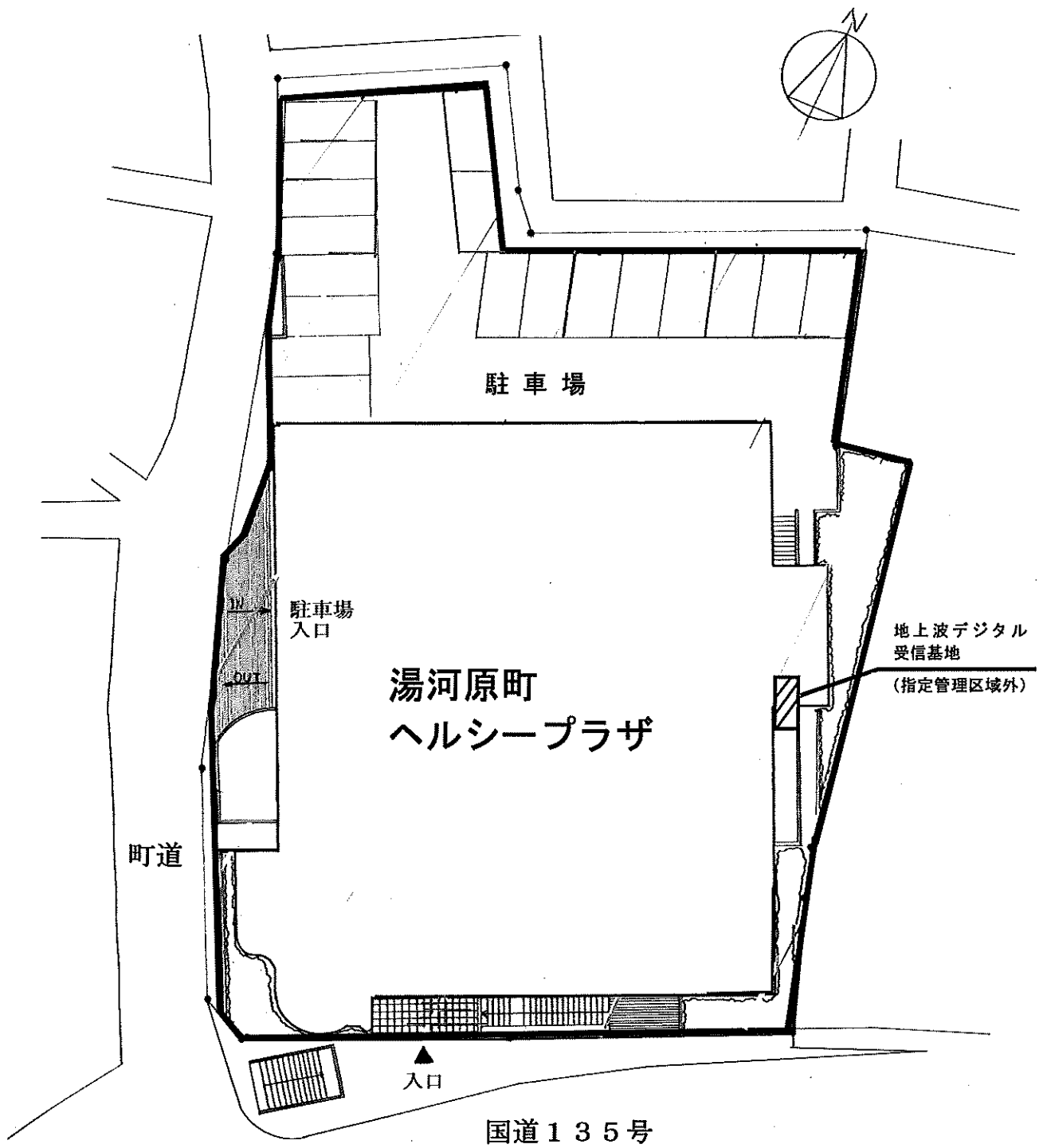
指 定 管 理 区 域 図

(湯河原町総合運動公園 弓道場)

射場

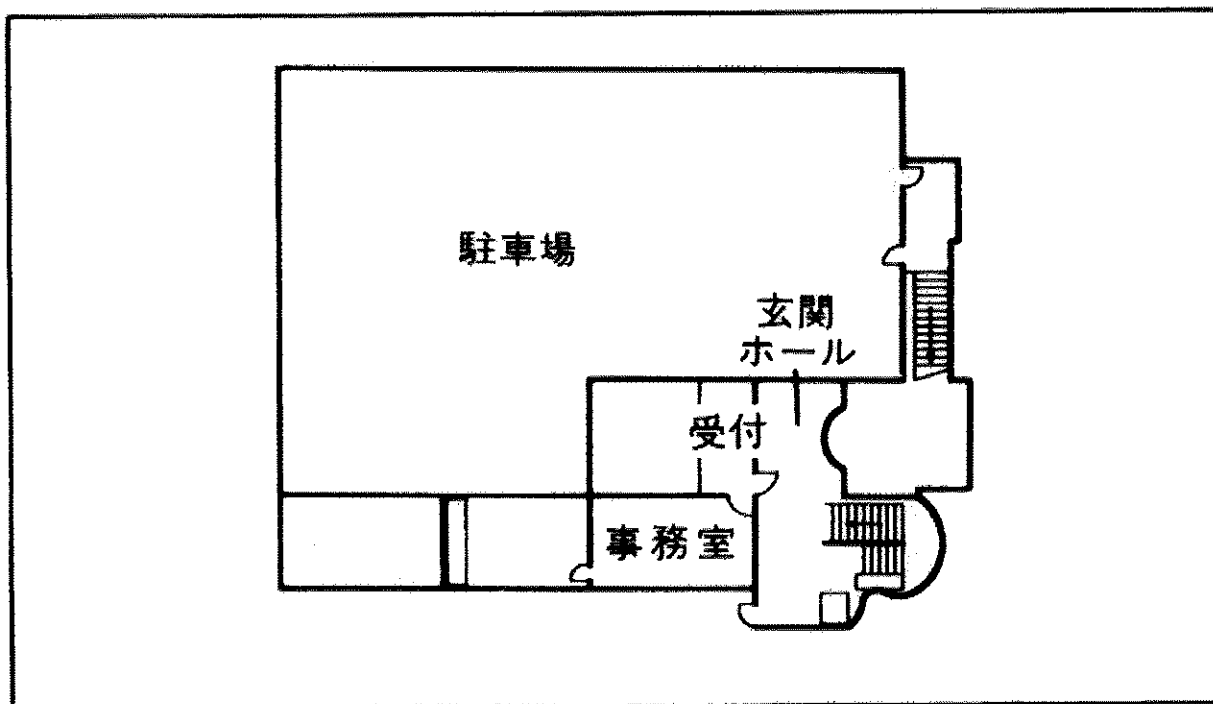


指 定 管 理 区 域 図
(湯河原町ヘルシープラザ)

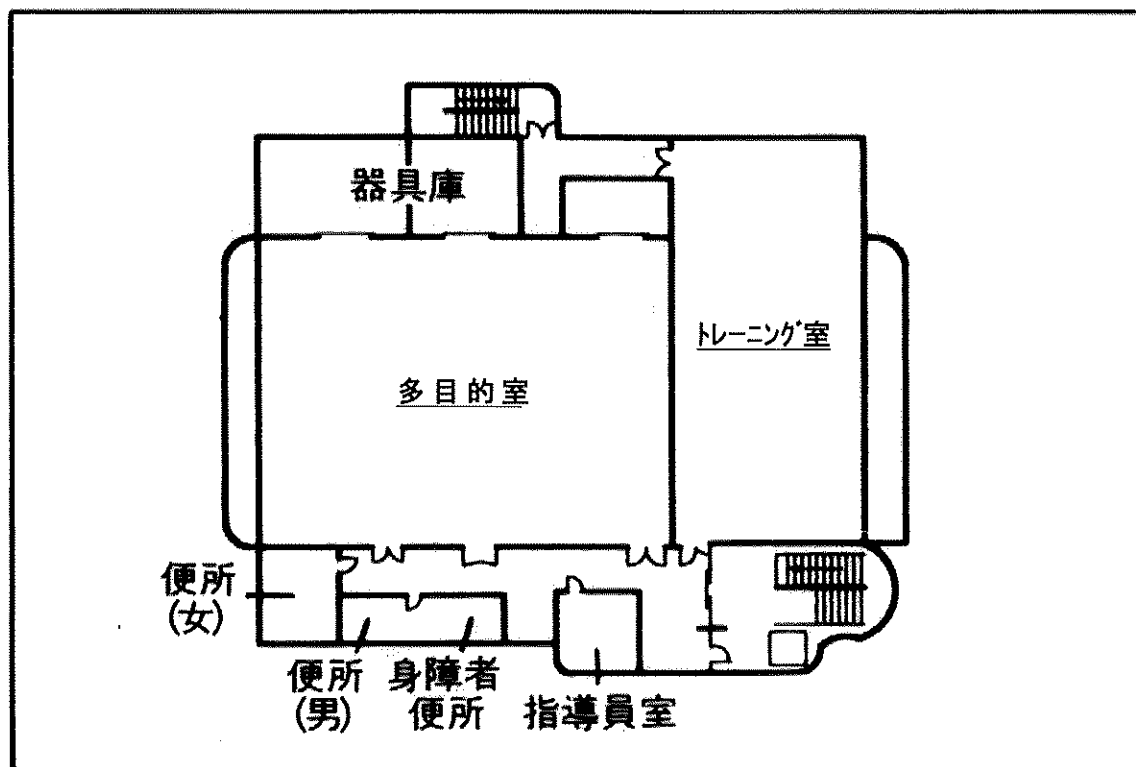


吉浜海岸

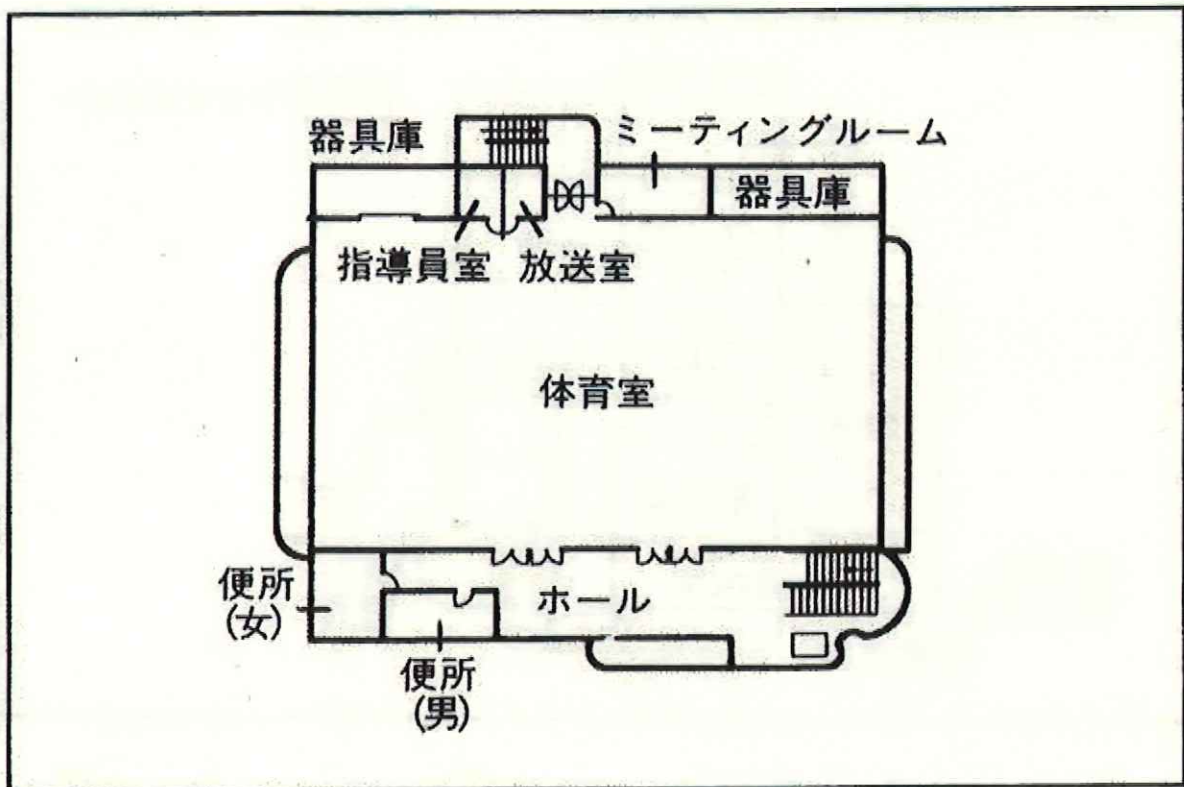
1 階：事務室・受付・駐車場・玄関ホール



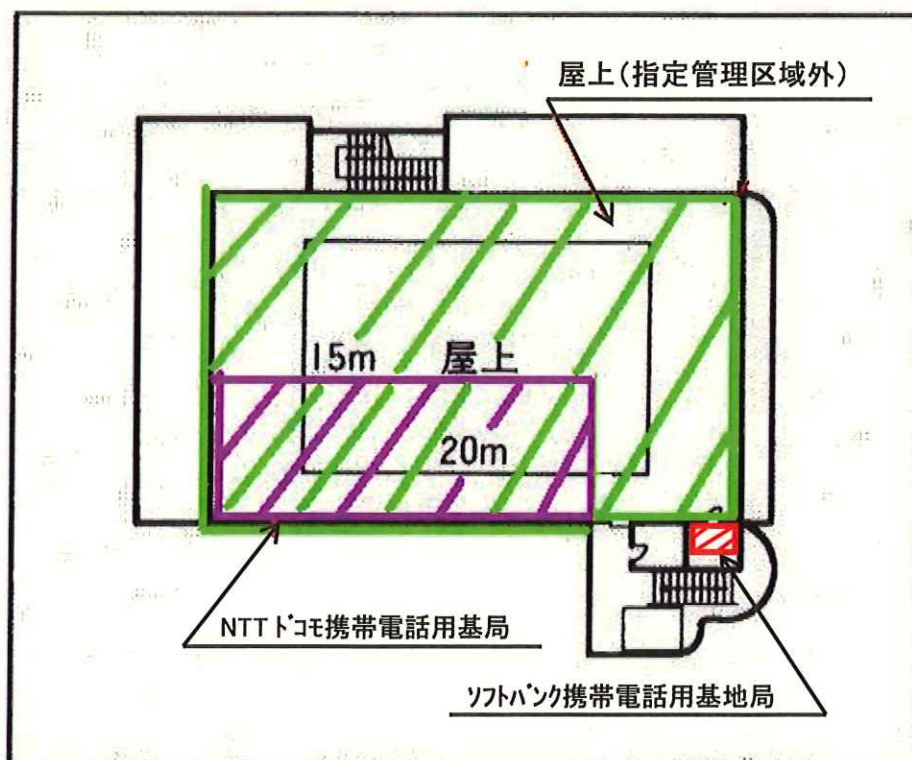
2 階：多目的室・トレーニング室・トイレ



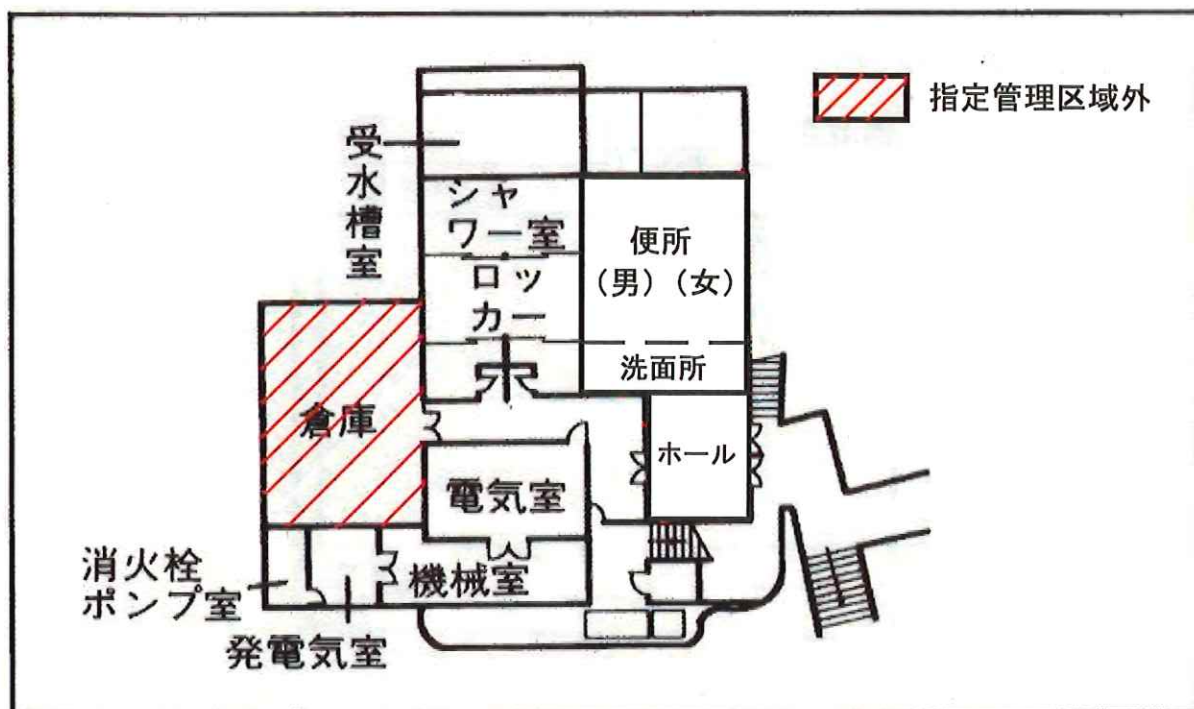
3階：体育室・器具庫・トイレ



屋上



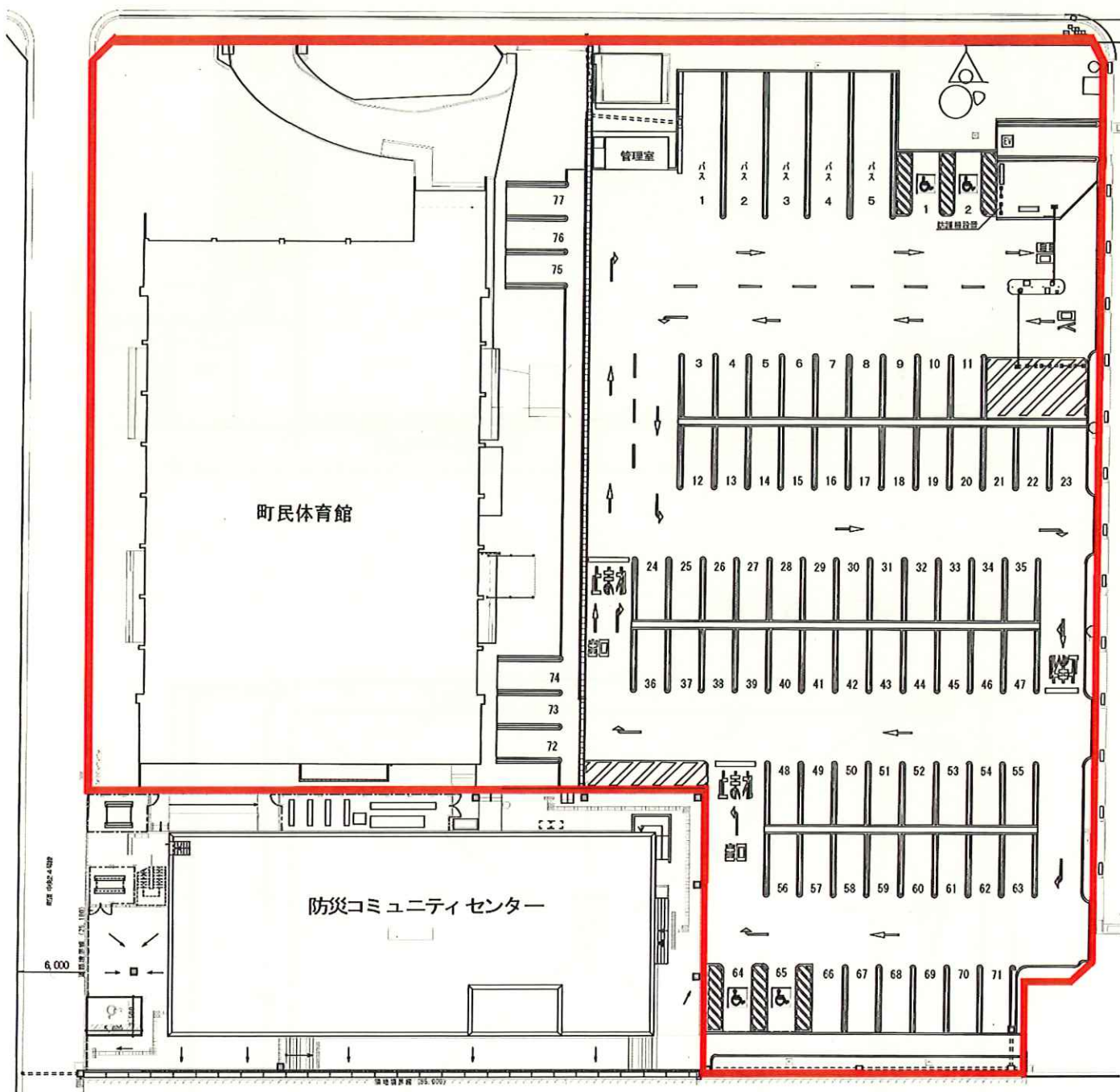
地下：ロッカー・シャワー室・公衆用トイレ



指定管理区域図

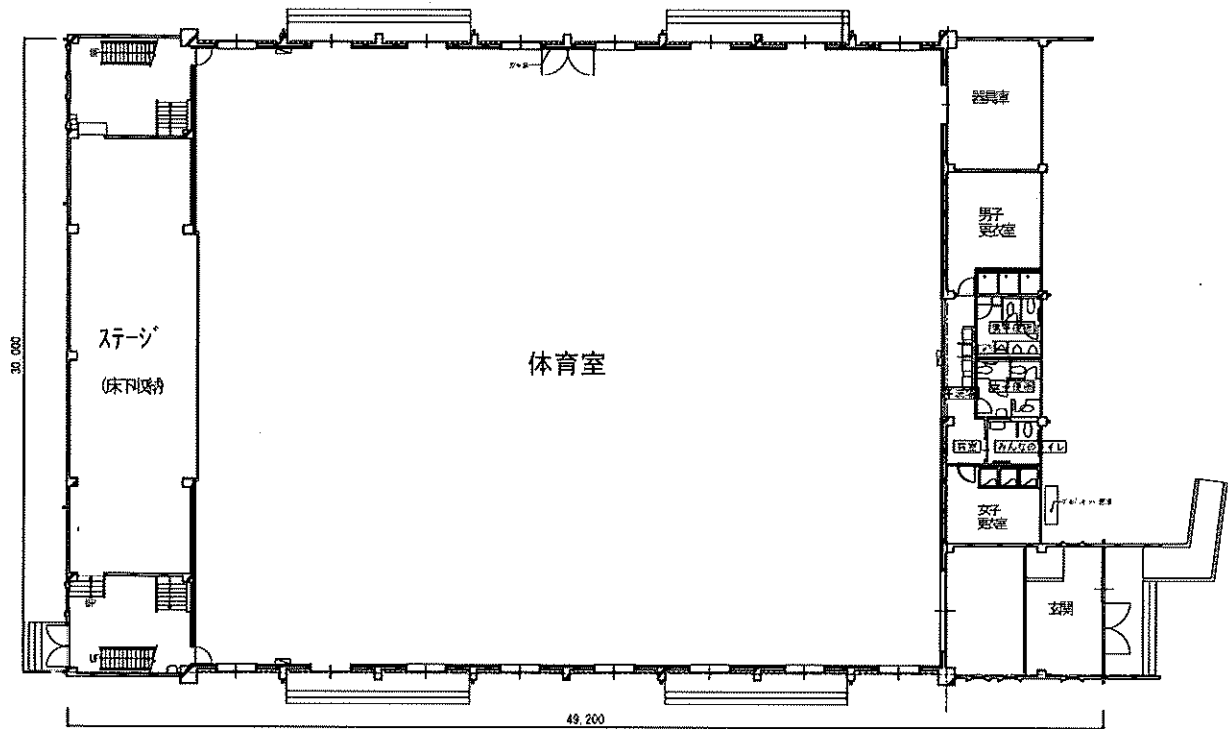
(湯河原町民体育館)

指定管理区域

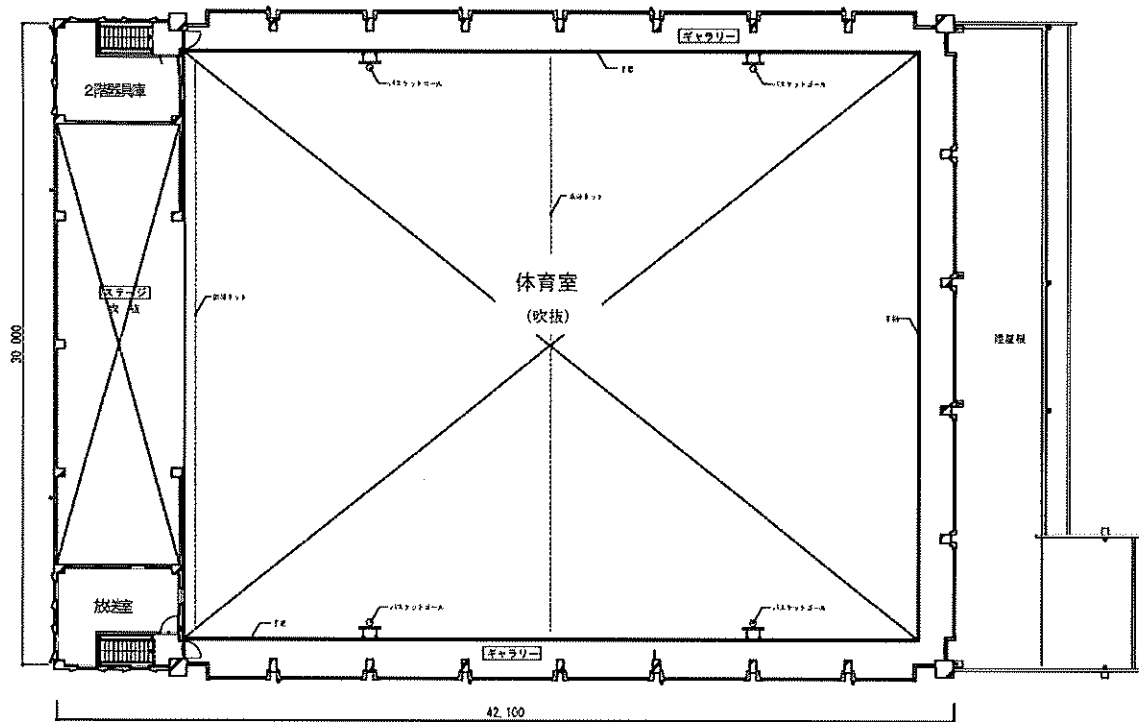


(湯河原町民体育館)

1階 体育室、ステージ、便所、更衣室外



2階 器具庫、放送室外



管理・責任分担表

種別	項 目	内 容	負 担 者	
			町	指定管理者
利用料金等	利用料金の徴収	利用料金の収受		○
		利用料金の還付		○
		利用料金の減免		○
	需要の変動	想定外の特殊な事情がある場合	○	
		上記以外の場合		○
	施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者に責があるもの		○
		上記以外の場合	○	
	減免による利用料金収入の減少	減免利用者が大幅に増加した場合や、減免対象者が拡大された場合	○	
		上記以外の場合		○
使用の許可	施設の使用許可及び使用許可の取消し			○
	施設等の目的外使用許可及び行政財産使用許可		○	
施設及び設備等	施設及び設備の修繕	指定管理者に責があるもの		○
		軽微な修繕については、町と協議し、原則として指定管理者が行う。ただし、海浜公園テニスコート、海浜公園プール及びその他の施設、総合運動公園多目的広場及び夜間照明施設、総合運動公園パークゴルフ場、総合運動公園弓道場、ヘルシープラザ及び町民体育館において、1件当たり20万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものは、町が負担する。		○
		上記以外の場合	○	
	不可抗力による履行不能		○	
	建物、建造物の増改築	指定管理者が実施する場合。ただし、所有権は放棄する。		○
		上記以外の場合	○	
その他運営管理等	関係法令等の変更	事業に関係する法令等の変更	○	
	事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
		指定管理者の放棄、破綻		○
	許認可遅延	必要な許認可取得の遅延・失効等(町が取得するもの。)	○	
		上記以外の場合		○
	計画変更	事業内容の変更等	○	
	運営費の上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
		急激な物価、賃金の変動等	○	
	施設利用者への損害	指定管理者の責により利用者に損害を与えた場合		○
		上記以外の場合	○	
	第三者への損害	指定管理者の責により周辺住民等に損害を与えた場合		○
		上記以外の場合	○	
	保険等の加入	火災保険	○	
		賠償責任保険（身体、財物）、補償保険（見舞金）		○
		自動車管理者賠償責任保険		○

清掃・保守点検等項目

1 湯河原海浜公園

項 目	内 容	回 数	備 考
日常清掃(管理室)	日常的な清掃、窓清掃	随時	
日常清掃(2階)	日常的な清掃	随時	トイレットペーパーの交換含む
日常清掃(公衆便所)	日常的な清掃	随時	トイレットペーパーの交換含む
男女更衣室・トイレ	ゴミ清掃・鏡・洗面台・シャワー、便所内清掃、ゴミ箱片付け	随時	トイレットペーパーの交換含む
更衣室(給湯器)	点検(温水が作動するかを確認)	随時	
テニスコート内清掃	樹木の枝が、テニスコート内に入った場合は、枝を剪定する。 コート内に雑草や落ち葉清掃	随時	
消防設備保守点検	消防用設備の機器点検、総合点検	年2回	
受水槽消毒清掃	飲料水	年1回	
プール循環及び流水装置保守点検	プール開設前・閉設後	年2回	
自動駐車機管理・保守点検	料金、駐車券改修・補充、	週1回、点検年4回	
公衆便所清掃・園路清掃	定期清掃	週2回	
電気設備保守点検	保安管理業務(年次点検、事故応動含む)、受電設備の清掃	月次点検: 2月1回 年次点検: 年1回	
管理棟及びプール清掃	管理棟床・窓・ロッカー・プール開設前の準備清掃等	年1回、プール準備清掃	
樹木管理・芝刈管理	定期作業	随時	

2-1 総合運動公園管理棟事務室・多目的広場・パークゴルフ場・スタート小屋・休憩室

項 目	内 容	回 数	備 考
日常清掃 (管理棟・パークゴルフ場 スタート小屋・休憩室)	日常的な清掃	随時	トイレトペーパーの交換含む
定期清掃 (334 m ²)	2階休憩室床・1階床清掃、地下床清掃、ワックス剥離、ウレタン樹脂塗料塗布、及び清掃	年1回	
定期清掃 (334 m ²)	2階休憩室床・1階床清掃、地下床清掃	随時	
定期清掃 (107 m ²)	窓清掃 (地下・1階・2階)	年2回	
定期清掃 (56 m ²)	多目的広場用具倉庫内清掃	随時	
電気設備保守点検	保安管理業務 (年次点検、事故応動含む)、受電設備の清掃	月次点検: 2月1回 年次点検: 年1回	
消防設備保守点検	消防用設備の機器点検、総合点検	年1回	
自動ドア保守点検	機器点検	年3回	
男女更衣室・トイレ	衣類棚清掃・鏡・洗面台・シャワー、トイレ内全体清掃(随時)	月1回	トイレトペーパーの交換含む
門扉開閉業務	・西側、大門・小門 ・中央、中門 ・東側、中門	毎日 (開閉時間) 開門 8:00 閉門 18:00 ナイト一時 21:15	
ボンベ室	定期点検	随時	
エレベーター	保守及び定期点検	年4回	
地下機械室(給湯器)	保守及び定期点検	年2回	
地下倉庫	床清掃	年1回	
施設入場者傷害保険	施設利用者に対する傷害保険	年間契約	
多目的広場芝生管理	定期作業(薬剤散布ほか)	年26回	
パークゴルフ場芝生管理	定期作業(薬剤散布ほか)	年26回	
樹木管理・草刈管理	定期作業(薬剤散布ほか)	随時(年4回)	
浄化槽管理業務	保守点検及び定期清掃	清掃年2回、保守点検4回	3か所
公衆便所	定期清掃	随時	トイレトペーパーの交換含む
電気制御盤点検	定期点検	随時	

2-2 総合運動公園弓道場

項 目	内 容	回 数	備 考
日常清掃 (射場、矢道、的場)	日常的な清掃	随時	
安土管理	散水	随時	
矢道管理	整地、除草	随時	
定期清掃 (50.44 m ²)	(射場床) ワックス剥離、ウレタン樹脂塗料塗布	年 2 回	
施設入場者傷害保険	施設利用者に対する傷害保険	年間契約	
樹木管理・草刈管理	定期作業(薬剤散布ほか)	随時(年 4 回)	

3 ヘルシープラザ

項 目	内 容	回 数	備 考
日常清掃	日常的な清掃	随時	トイレトペーパーの交換含む
定期清掃 ※面積等別表参照	床清掃及びワックス掛け	年6回以上適宜	
特別清掃 ※面積等別表参照	ガラス清掃	年4回以上適宜	
受水槽清掃	受水槽清掃及び水質検査	年1回	簡易専用水道検査含む
給排水ポンプ保守点検	保守及び定期点検	年2回	
下水道設備保守点検	汚水枡の清掃、ポンプ1式の点検及び定期点検	年2回	
ビル環境衛生管理	空気環境測定	2月1回	1日2回測定
電気設備保守点検	・設置容量 225キロボルトアンペア ・受電電圧 6,600ボルト ※非常用予備発電装置 ・定額容量 30キロボルトアンペア ・定額電圧 200ボルト(ディーゼル)	月次点検隔：月1回 年次点検A：年1回、 年次点検B：3年1回	
消防設備保守点検	消防用設備の機器点検、総合点検	年2回	
防火シャッター保守点検（8台）	定期点検	年1回	
空調機保守点検	空調機の保守、定期点検及び定期清掃	年2回	
ボイラー設備保守点検	保守、定期点検及び巡回点検	年1回	
施設入場者傷害保険	施設利用者に対する傷害保険	年間契約	
エレベーター保守点検	建築基準法による定期検査及びフルメンテナンス	年1回の定期検査、フルメンテナンスは毎月	
防犯警備業務	・事故確知時における関係先への通報連絡 ・警備実施事項の報告	随時	
自動ドア保守点検	保守及び定期点検	年2回	
パテーション保守点検	保守及び定期点検	年1回	
飲料水水質検査業務	定期検査	年1回	
害虫防除業務	害虫防除	年2回	
体育器具保守点検	保守及び定期点検	年1回	
トレーニング機器保守点検	保守及び定期点検	年1回	

特定建築物定期検査	定期検査	年1回	
自家発電機疑似負荷試験	定期検査	年1回	

ヘルシープラザ（清掃箇所・面積）

清 掃 箇 所			面 積 (㎡)	備 考
日 常 清 掃			1,653	
	地 下	ロッカー・シャワー室	56	
		廊 下	34	
		階 段	7	
		計	97	
	1 階	事務室	31	
		受付	11	
		玄関ホール	40	
		階段	10	
	計	92		
	2 階	トレーニング室	220	
		多目的室	374	
		廊下	58	
		階段	12	
トイレ		38		
計	702			
3 階	体育室	608		
	廊下	85		
	階段	7		
	トイレ	38		
計	738			
屋 上	階段	24		
定 期 清 掃			1,466	
	地 下	廊下、階段	中 3 階を含む	
	1 階	事務室、受付、玄関ホール、階段		
	2 階	トレーニング室、多目的室、廊下、階段		
	3 階	体育室、廊下、階段		
	屋 上	階段		
	特 別 清 掃			271
1 階	事務室、玄関ホール	中 3 階を含む		
2 階	トレーニング室、多目的室、廊下、トイレ			
3 階	体育室、廊下、トイレ			

4 町民体育館及び駐車場

項 目	内 容	回 数	備 考
日常清掃	日常的な清掃	随時	トイレトペーパーの交換含む
定期清掃 (1,080 m ²)	アリーナ床ウレタン樹脂塗料散布	年1回	
定期清掃 (356.2 m ²)	その他の部分のワックス剥離、ウレタン樹脂塗料塗布、及び清掃	年1回	
定期清掃 (1,080 m ²)	体育館床スカッフマーク除去及び清掃	年4回	
定期清掃 (230 m ²)	高窓清掃 (地上高 3.2m~6.8m)	年1回	
電気設備保守点検	保安管理業務 (年次点検、事故応動含む)、受電設備の清掃	月次点検 : 2月に1回 年次点検 : 年1回	
消防設備保守点検	消防用設備の機器点検、総合点検	年2回	
男女更衣室モップ借上	モップ 6枚	月1回交換	
防犯警備業務	・火災・盗難の異常事態の感知 ・事故確知時における関係先への通報連絡 ・警備実施事項の報告	警備基準時間 ・月曜日を除く各曜日 午後9時~翌午前9時 ・月曜日(休館日) 24時間	
施設入場者傷害保険	施設利用者に対する傷害保険	年間契約	
体育器具保守点検	保守及び定期点検	年1回	
空調機保守点検	保守及び定期点検 (定期清掃 年2回)	年2回	
樹木管理・草刈管理	定期作業	随時	
駐車場自動化システム保守点検	保守及び定期点検	年6回	
駐車場自動化システム管理委託	管理業務	随時	夜間対応
電気自動車用急速充電器保守点検	保守及び定期点検	年1回	コールセンター24時間対応

備品・配備品台帳

1 海浜公園テニスコート

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
1	テニスネット	4	テニスコート	
2	ネット巻き上げ用クランク	4	事務室	
3	電話機	1	事務室	
4	食器棚	1	事務室	
5	事務机	2	事務室	
6	折りたたみいす	7	事務室	
7	放送用アンプ	1	事務室	
8	マイク	1	事務室	
9	ロッカー(大)	1	事務室	
10	事務用ロッカー	1	事務室	
11	書類棚	1	事務室	
12	ホワイトボード	1	事務室	
13	ラケット	1	事務室	
14	インターホン	1	事務室	
15	AED(自動体外式除細動器)	1	事務室	
16	監視用モニター、モデム等	1	事務室	
17	椅子	21	3階	
16	木製テーブル	8	3階	

2 海浜公園プール及びその他の施

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
1	プールクリーナ	2	プールサイド	

2 総合運動公園多目的広場

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
1	電話機	1	2階事務室	
2	事務机	1	2階事務室	
3	電気制御盤	1	2階事務室	
4	エアコン	1	2階休憩所	
5	長テーブル	4	2階休憩所	
6	特大テーブル	2	2階休憩所	
7	正方形テーブル	6	2階休憩所	
8	椅子	32	2階休憩所	
9	折り畳み椅子	34	2階休憩所	
10	便所清掃用具	1	1階便所	
11	AED(自動体外式除細動器)	1	多目的広場倉庫	
12	芝刈機	2	多目的広場倉庫	バロネス
13	芝刈機	1	多目的広場倉庫	スナイパー
14	目土散布機	1	多目的広場倉庫	バロネス
15	肥料散布機	1	多目的広場倉庫	バロネス
16	ネットフェンス	85	多目的広場	
17	サッカーゴール	2	多目的広場	
18	子供用サッカーゴール	6	多目的広場	
19	レーキ	2	多目的広場	
20	号令台	1	多目的広場	

3 総合運動公園パークゴルフ場

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
1	電話機	1	スタート小屋	
2	事務机	1	スタート小屋	
3	カウンター	1	スタート小屋	
4	椅子	4	スタート小屋	
5	エアコン	1	スタート小屋	
6	A E D (自動体外式除細動器)	1	スタート小屋	
7	クラブ大人用	69	パークゴルフ場	
8	クラブ子供用	23	パークゴルフ場	
9	ボール	52	パークゴルフ場	
10	スタート抽選器	2	パークゴルフ場	
11	バンカーレーキ	9	パークゴルフ場	
12	バンカーレーキ台	9	パークゴルフ場	
13	グリーン旗	18	パークゴルフ場	
14	スタートマット	36	パークゴルフ場	
15	グリーン穴開け器	1	パークゴルフ場	
16	貸靴	7	パークゴルフ場	
17	椅子	42	パークゴルフ場	
18	丸テーブル	9	パークゴルフ場	
19	長机	3	パークゴルフ場	
20	エアコン	2	パークゴルフ場	

4 総合運動公園弓道場

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
1	弓(グラスファイバー 8kg×2 7kg×1)	3	射場	
2	矢(アルミ 110cm 七面鳥白)	30	射場	
3	かけ(初心者用 控え無し)	3	射場	
4	胸当て(レザー黒)	5	射場	
5	的枠(3.5寸深)	20	射場	
6	巻藁矢(110cm)	10	射場	
7	巻藁	2	射場	
8	巻藁台	2	射場	
9	姿見鏡	1	射場	
10	矢立	1	射場	
11	ホワイトボード	1	射場	
12	防犯カメラ	4	射場・的場等	
13	防犯カメラ録画用ハードディスク	1	射場	
14	非接触型温度計	1	射場	

5 ヘルシープラザ

No.	品 名	数量	設置(配置)箇所	備 考
1	ボール置き台 セノー DK0700	1	3階器具庫	
2	エアロビクスマット 東京体育機器 TD-2804	46	トレーニング室 2階器具庫	
3	掲示板 チトセ 特注SP掲示板	2	3階器具庫	
4	柔道畳 セノー EA910570 (青)	104	2階器具庫	
5	柔道畳 セノー EA910570 (赤)	28	2階器具庫	
6	畳下敷きネット セノー EA9200	50m	2階器具庫	
7	畳運搬車 セノー EP1010	6	2階器具庫	
8	卓球防球フェンス サンエイ BF3	44	3階器具庫	
9	卓球防球フェンス運搬車 サンエイ BF3用S	2	3階器具庫	
10	折りたたみステージ チトセ YA-486	12	3階ミーティング グループム	
11	指揮台 ウチダ 300-5311CW-90	1	地下倉庫	
12	スポットライト (500W) IHB-2520 (k) R20	1式	2階多目的室	
13	パドルテニス支柱 セノー 特注H=950	3	3階器具庫	
14	スチールキャビネット チトセ 304-CD	3	事務所	
15	皮下脂肪計測計 ヤガミ PAT376843	1	2階指導員室	
16	ダンベル	1式	トレーニング室	
17	ベルトバイブレーター TO-520	2	トレーニング室	
18	ボディストレッチャー TO-500	1	トレーニング室	
19	ハムストレッチャー TO-510	1	トレーニング室	
20	ツイストマシン TN-040	1	トレーニング室	
21	バレーボール支柱	2	3階器具庫	
22	ソフトテニス支柱	2	3階器具庫	
23	審判台	3	3階器具庫	
24	支柱置台	1	3階器具庫	
25	支柱運搬車	2	3階器具庫	
26	卓球台	9	2階・3階器具庫	
27	バレーボール支柱カバー	2	3階器具庫	
28	得点板	3	3階器具庫	
29	昇降台	1	3階器具庫	

No.	品 名	数量	設置(配置)箇所	備 考
30	3F 放送設備	1	3階器具庫	
31	体操マット	4	3階器具庫	
32	2F アンプセット	1	2階多目的室	
33	平均台	2	3階器具庫	
34	コインロッカー チトセ (2列5段)	4	地下ロッカー室	
35	ロッカー (3連) チトセ	1	事務所	
36	ロッカー (3連2段) チトセ	2	事務所	
37	事務机	5	事務所	
38	テーブルセット	2	事務所	
39	書庫 チトセ	3	事務所	
40	事務用いす	7	事務所・受付	
41	長机	18	2階器具庫	
42	パイプいす	53	2階器具庫	
43	移動式鏡	2	2階多目的室	
44	スチールいす (赤)	10	2階器具庫	
45	テレビ	1	事務所	
46	体重計	2	トレーニング室	
47	身長計	1	トレーニング室	
48	握力計	1	トレーニング室	
49	AED (自動体外式除細動器) フィリップス ハートスタートFRx	1	トレーニング室	
50	トレッドミル SportsArt T652	4	トレーニング室	
51	アップライトバイク SportsArt C53U	7	トレーニング室	
52	アームカール・エクステンション セノー BB630M10	1	トレーニング室	
53	フライ セノー BB470M10	1	トレーニング室	
54	レッグカール・エクステンション セノー BB600M10	1	トレーニング室	
55	アブダクション セノー BB530M10	1	トレーニング室	

6 町民体育館

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
1	支柱 アルミ製エバニューEKE-5282 床下27cm	2	器具庫	
2	ネット6人制 TNネット TN-33-5091	2	器具庫	
3	ネット男子9人制 TNネット TN-55-4046	2	器具庫	
4	ネット女子9人制 TNネット TN-35-4046	2	器具庫	
5	支柱保護カバー (青) 藤英 B-3481	2	器具庫	
6	アンテナ TNネット TN-55-7010	4	器具庫	
7	ネット巻き	2	器具庫	
8	立式審判台 藤英B-3216	2	控室 (左)	
9	得点板 キャスター式 高さ調整式 仲条 F4072	6	器具庫 3 控室 (左) 3	
10	ボール籠 蓋付 キャスター式 仲条 F4131	1	器具庫	
11	アルミベンチ オールアルミ製 W1,800 仲条 F5328	4	地下	
12	5号球 フリスタテックバレーボール モルテン V5M5000	5	器具庫	
13	5号球 バレーボール ミカサ V355W	5	器具庫	
14	4号球 フリスタテックバレーボール モルテン V4M5000	5	器具庫	
15	4号球 バレーボール ミカサ V455W	5	器具庫	
16	ジュニア フリスタテックバレーボール モルテン V4M5000-L	7	器具庫	
17	線審用フラッグ (黄色)	6	器具庫	
18	7号球 国際公認球 モルテン GL7	8	器具庫	
19	6号球 国際公認球 モルテン MTB6WW	7	器具庫	
20	5号球 検定球 モルテン MTB5GWW	8	器具庫	
21	バスケットゴール	4	体育室	据付け
22	バスケットゴール位置調整棒	2	器具庫	
23	オフィシャルセット ファール表示盤 モルテン BFN5	1	器具庫	
24	デジタイマー モルテン UX0070	1	器具庫	
25	得点板 エバニュー EKE950	1	控室 (左)	
26	卓球台 セパレート式 三英 10-652 キャスター式	10	控室 (右)	
27	ラケット・ペン 張り上がり 三英 12-280	20	器具庫	
28	ラケット・シェーク 張り上がり 三英 12-251	20	器具庫	

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
29	ボール 10ダース箱 トレーニング球 三英 11-318	1	器具庫	
30	得点板 (ハンディタイプ) 三英 11-058	9	器具庫	
31	得点板 (ハンディタイプ) ニッタク	1	器具庫	
32	ネット 三英 11-408	4	器具庫	
33	ネット&サポート クリップ式 三英 11-525	10	器具庫	
34	卓球用フロア仕切りフェンス	40	器具庫	
35	卓球用フロア仕切りフェンス収納ラック キャスター付き	1	器具庫	
36	兼用支柱 三英 42-226	6	器具庫	
37	ネット エバニュー B-103 EKD104	6	器具庫	
38	シャトル ヨネックス スタンダード2 No.3 F-10	61	器具庫	
39	ラケット ヨネックス B750NG	24	器具庫	
40	ネット TNネット TN-35-5000 ポリエチレン	6	器具庫	
41	ボール モルテン SVW	25	器具庫	
42	アンテナ アシックス GGS104	4	器具庫	
43	ソフトバレーボールメジャー	1	器具庫	
44	ラケットセット ミズノ 24TF-81000	26	器具庫	
45	シャトル ミズノ 240B-600000	38	器具庫	
46	ミニサッカーゴールポスト (杭4本付き) 三和体育 S-3103	2	ステージ	
47	ボール モルテン ASF431SA ジャブラニフットサル	4	器具庫	
48	球技用ボールバー16本掛け以上 キャスター式 三英 42-481	1	器具庫	
49	スポーツ高度計 90cm~3m09cm 藤栄 G-1045	1	器具庫	
50	体操リング 85cm 5色1組 三英 23-063	2	器具庫	
51	ホイッスル 長 エバニュー EKB202	4	器具庫	
52	ホイッスル 短 エバニュー EKB214	7	器具庫	
53	ホイッスル 電子式 エバニュー EKB084	4	器具庫	
54	ビブス 10枚セット モルテン GB	4	器具庫	
55	モップハンガー 12本掛け以上 キャスター式 藤栄 T-1150	1	控室 (左)	
56	ホワイトボード キャスター式 エバニュー EKE942	2	控室 (右)	
57	ボール整理棚 6段式キャスター式 三英 51-440	2	器具庫	

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
58	ボール籠 三英 51-554	1	器具庫	
59	空気入れ ハイパワーポンプ 藤栄 B-3109	2	器具庫	
60	空気圧計 デジタル式 モルテン PGP	1	管理棟事務室	
61	コインロッカー TOYO PSCCR-40410N	1	玄関	
62	靴箱 (鍵付き式)	2	玄関	
63	折畳みイス サンケイ SCF64-MS	348	地下外	器具庫40 ステージ下308
64	折畳みイス用台車 サンケイ E-11	8	地下7 器具庫1	
65	A E D	1	玄関	
66	掃除機	2	玄関・控室 (左)	
67	移動式階段	2	ステージ	ステージ設置用
68	大型ミラー	1	体育室	壁据付け
69	大型ミラー (移動式)	1	ステージ	
70	白板	3	ステージ	
71	フロアシート巻き取り機	2	ステージ	
72	フロアシート	56	ステージ	
73	フロアシート設置台 (移動式)	4	ステージ	
74	演台	2	ステージ	
75	音響機器	1 式	放送室	マイク・CD・テープ用
76	マイクスタンド	6	放送室	
77	マイクスタンド (演台用)	3	放送室	
78	ノートパソコン	1	放送室	
79	スリッパ	450	控室 (左)	
80	スポットライト	2	ギャラリー	
81	灰皿立て	2	管理棟事務室	
82	ベンチ	2	管理棟事務室	

No.	品 名	数 量	設置(配置)箇所	備 考
83	モップ	1	管理棟事務室	
84	ブラシ	1	管理棟事務室	
85	竹ぼうき	4	管理棟事務室	
86	ちりとり	2	管理棟事務室	
87	ほうき	2	管理棟事務室	
88	スコップ	1	管理棟事務室	
89	てみ	1	管理棟事務室	
90	ゴミ拾い tong	1	管理棟事務室	
91	机	2	管理棟事務室	
92	袖机	1	管理棟事務室	
93	イス (キャスター付き)	2	管理棟事務室	
94	パイプイス	2	管理棟事務室	
95	電話機	1	管理棟事務室	
96	冷蔵庫	1	管理棟事務室	
97	流し台	1	管理棟事務室	
98	エアコン	1	管理棟事務室	
99	体育館各種スぺアキー	1	管理棟事務室	
100	冷暖房機器	16	体育室	
101	パーテーション	9	器具庫	
102	花台	1	ステージ	
103	司会台	1	ステージ	
104	書見台	1	ステージ	
105	防犯カメラ	9	駐車場外	
106	防犯カメラ録画用ハードディスク 及びモニター	各 3	管理棟事務室各 2 台 放送室各 1 台	
107	駐車場自動化システム割引ライ ター	2	管理棟事務室、社 会教育課	

利用状況表（海浜公園）

○テニスコート

1 利用件数（町内の者）

（件）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	407	413	369	336	344	321	341	381	317	354	338	380	4,301
5 年度	379	383	362	441	338	426	387	388	361	358	284	381	4,488
対前年比	107.4%	107.8%	101.9%	76.2%	101.8%	75.4%	88.1%	98.2%	87.8%	98.9%	119.0%	99.7%	95.8%

2 利用件数（町内の者以外の者）

（件）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	67	41	16	35	27	22	54	76	34	35	53	37	497
5 年度	33	30	34	32	53	36	41	45	41	36	34	43	458
対前年比	203.0%	136.7%	47.1%	109.4%	50.9%	61.1%	131.7%	168.9%	82.9%	97.2%	155.9%	86.0%	108.5%

3 利用件数（合計）

（件）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	474	454	385	371	371	343	395	457	351	389	391	417	4,798
5 年度	412	413	396	473	391	462	428	433	402	394	318	424	4,946
対前年比	115.0%	109.9%	97.2%	78.4%	94.9%	74.2%	92.3%	105.5%	87.3%	98.7%	123.0%	98.3%	97.0%

4 利用人数

（人）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	1027	977	805	834	862	775	878	963	744	923	829	962	10,579
5 年度	866	882	800	964	851	957	902	924	781	934	685	920	10,466
対前年比	118.6%	110.8%	100.6%	86.5%	101.3%	81.0%	97.3%	104.2%	95.3%	98.8%	121.0%	104.6%	101.1%

○プール

1 利用人数

（人）

区分	一般使用 入場者		一般回数券 入場者		町民回数券 入場者		各種共済 入場者		優待券 入場者		無料券 入場者	合計	
	大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人	小人	大人	小人
6 年度	1,690	1,108	1	1	871	932	230	162	130	68	703	2,922	2,974
5 年度	2,314	1,506	0	0	1,158	1,483	228	180	109	50	723	3,809	3,942
対前年比	73.0%	73.6%	皆増	皆増	75.2%	62.8%	100.9%	90.0%	119.3%	136.0%	97.2%	76.7%	75.4%

利用状況表（総合運動公園多目的広場）

1 利用件数（町内の者）

(件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	4	7	6	12	9	4	4	8	6	7	7	5	79
5 年度	6	5	3	13	11	11	6	7	8	6	7	13	96
対前年比	66.7%	140.0%	200.0%	92.3%	81.8%	36.4%	66.7%	114.3%	75.0%	116.7%	100.0%	38.5%	82.3%

2 利用件数（町内の者以外の者）

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	1	1	0	0	0	1	1	2	0	0	3	0	9
5 年度	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
対前年比	皆 増	皆 増	0.0%	0.0%	皆 減	皆 増	100.0%	皆 増	0.0%	0.0%	皆 増	0.0%	300.0%

3 利用件数（合計）

(件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	5	8	6	12	9	5	5	10	6	7	10	5	88
5 年度	6	5	3	13	13	11	7	7	8	6	7	13	99
対前年比	83.3%	160.0%	200.0%	92.3%	69.2%	45.5%	71.4%	142.9%	75.0%	116.7%	142.9%	38.5%	88.9%

4 利用人数

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	389	620	380	1,619	1,871	1,315	199	750	1,120	1,466	1,207	328	11,264
5 年度	485	620	75	1,647	1,577	929	184	1,590	1,705	1,518	1,118	881	12,329
対前年比	80.2%	100.0%	506.7%	98.3%	118.6%	141.6%	108.2%	47.2%	65.7%	96.6%	108.0%	37.2%	91.4%

※夜間照明施設利用回数は、令和4年度は1回

利用状況表（総合運動公園パークゴルフ場）

1 利用人数（町内の者）

（人）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	1,430	1,485	1,268	799	689	944	1,144	1,328	1,228	1,320	1,427	1,402	14,464
5 年度	1,649	1,579	1,405	1,153	909	1,169	1,644	1,512	1,302	1,606	1,203	1,586	16,717
対前年比	86.7%	94.0%	90.2%	69.3%	75.8%	80.8%	69.6%	87.8%	94.3%	82.2%	118.6%	88.4%	86.5%

2 利用人数（町内の者以外の者）

（人）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	361	350	354	172	271	260	437	353	313	407	446	599	4,323
5 年度	317	412	203	169	249	170	289	346	343	292	217	549	3,556
対前年比	113.9%	85.0%	174.4%	101.8%	108.8%	152.9%	151.2%	102.0%	91.3%	139.4%	205.5%	109.1%	121.6%

3 利用人数（合計）

（人）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	1,791	1,835	1,622	971	960	1,204	1,581	1,681	1,541	1,727	1,873	2,001	18,787
5 年度	1,966	1,991	1,608	1,322	1,158	1,339	1,933	1,858	1,645	1,898	1,420	2,135	20,273
対前年比	91.1%	92.2%	100.9%	73.4%	82.9%	89.9%	81.8%	90.5%	93.7%	91.0%	131.9%	93.7%	92.7%

利用状況表（弓道場）

1 団体利用状況

(件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	14	19	18	12	12	15	17	16	11	12	13	15	174
5 年度	16	18	14	15	15	16	15	16	14	13	13	19	184
対前年比	87.5%	105.6%	128.6%	80.0%	80.0%	93.8%	113.3%	100.0%	78.6%	92.3%	100.0%	78.9%	94.6%

2 団体利用人数

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	114	148	143	108	108	132	152	137	96	108	130	150	1,526
5 年度	118	127	104	123	117	118	110	141	97	109	118	158	1,440
対前年比	96.6%	116.5%	137.5%	87.8%	92.3%	111.9%	138.2%	97.2%	99.0%	99.1%	110.2%	94.9%	106.0%

3 個人利用人数

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	9	3	1	1	0	0	0	3	9	8	6	31	71
5 年度	8	11	5	5	1	7	9	5	2	2	1	3	59
対前年比	112.5%	27.3%	20.0%	20.0%	皆減	皆減	皆減	60.0%	450.0%	400.0%	600.0%	1033.3%	120.3%

利用状況表（ヘルシープラザ）

1 体育室使用状況

(件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	103	116	108	121	121	122	126	130	99	101	113	126	1,386
5 年度	130	107	134	115	117	123	120	121	99	115	105	138	1,424
対前年比	79.2%	108.4%	80.6%	105.2%	103.4%	99.2%	105.0%	107.4%	100.0%	87.8%	107.6%	91.3%	97.3%

2 多目的室使用状況

(件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	144	144	128	138	122	129	146	140	108	116	118	126	1,559
5 年度	121	126	122	149	130	127	132	124	108	123	132	141	1,535
対前年比	119.0%	114.3%	104.9%	92.6%	93.8%	101.6%	110.6%	112.9%	100.0%	94.3%	89.4%	89.4%	101.6%

3 個人利用状況(トレーニング室の利用を含む)

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	1,405	1,573	1,476	1,589	1,607	1,613	1,462	1,404	1,276	1,445	1,518	1,702	18,070
5 年度	1,454	1,465	1,467	1,654	1,665	1,628	1,602	1,511	1,251	1,402	1,464	1,542	18,105
対前年比	96.6%	107.4%	100.6%	96.1%	96.5%	99.1%	91.3%	92.9%	102.0%	103.1%	103.7%	110.4%	99.8%

利用状況表（町民体育館）

1 団体利用状況

(件)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	45	44	54	61	42	56	42	49	41	42	44	70	590
5 年度	33	35	38	45	42	23	39	47	36	31	46	56	471
対前年比	136.4%	125.7%	142.1%	135.6%	100.0%	243.5%	107.7%	104.3%	113.9%	135.5%	95.7%	125.0%	125.3%

2 団体利用人数

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	1,150	1,115	1,711	1,340	1,093	5,813	7,438	1,605	1,111	2,629	912	1,788	27,705
5 年度	1,055	984	974	1,037	1,024	3,619	3,044	1,258	997	2,539	809	1,760	19,100
対前年比	109.0%	113.3%	175.7%	129.2%	106.7%	160.6%	244.3%	127.6%	111.4%	103.5%	112.7%	101.6%	145.1%

3 個人利用人数

(人)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
6 年度	279	223	211	196	241	241	118	185	100	67	135	192	2,188
5 年度	156	175	195	143	154	159	190	214	150	86	206	224	2,052
対前年比	178.8%	127.4%	108.2%	137.1%	156.5%	151.6%	62.1%	86.4%	66.7%	77.9%	65.5%	85.7%	106.6%

直近4か年年度収支状況表(海浜公園テニスコート) 【現指定管理者資料】

収入の部

(単位：円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
テニスコート利用料	4,862,460	4,317,060	4,290,500	4,249,300	
コート使用料	4,770,960	4,254,960	4,239,200	4,202,800	
ラケット使用料	91,500	62,100	51,300	46,500	
指定管理料	790,000	801,000	863,000	866,000	
自主事業参加料	503,300	560,170	471,900	333,440	
雑収入	13	16	22	1,112	
収 入 合 計 (A)	6,155,773	5,678,246	5,625,422	5,449,852	

支出の部

(単位：円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
人件費	3,200,000	3,330,000	3,420,000	3,520,000	
需用費	249,015	262,846	354,825	301,487	
消耗品費	164,208	142,271	186,795	183,489	
光熱水費	48,914	57,875	65,730	81,181	
修繕料	35,893	62,700	102,300	36,817	
役務費	263,810	309,985	290,365	308,066	
委託料	130,971	303,793	275,787	283,520	
使用料及び賃借料	56,916	56,916	56,916	57,512	
管理費	300,000	300,000	300,000	300,000	
自主事業費	648,095	637,696	534,180	335,709	
公課費	415,900	356,000	356,900	379,255	
支 出 合 計 (B)	5,264,707	5,557,236	5,588,973	5,485,549	

直近4か年年度収支状況表(海浜公園プール及びその他の施設)【湯河原町資料】

収入の部

(単位:円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
使用料	7,051,930	6,482,891	7,496,346	6,745,658	
駐車場使用料	5,189,300	4,611,300	4,991,000	4,795,400	
プール使用料	1,787,300	1,787,300	2,412,300	1,864,600	
温水シャワー使用料	11,500	11,500	12,400	11,300	
雑収入	63,830	72,791	80,646	74,358	
収 入 合 計 (A)	7,051,930	6,482,891	7,496,346	6,745,658	

支出の部

(単位:円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
需用費	4,070,762	4,727,048	5,058,172	4,595,730	
消耗品費、管理用品	346,600	304,478	462,726	425,255	
印刷製本費	193,380	332,992	169,192	126,192	
光熱水費	2,861,817	3,256,878	3,338,904	3,232,153	
修繕料	668,965	832,700	1,087,350	812,130	
役務費	67,980	67,980	67,980	67,980	
委託料	13,150,228	13,631,388	14,812,824	16,556,639	
プール管理業務委託	8,470,000	8,888,000	9,130,000	10,483,000	
電気設備保守点検委託	150,480	150,480	150,480	174,306	
プール清掃委託	242,000	242,000	365,100	595,540	
管理棟清掃委託	55,000	55,000	66,000	66,000	
消防設備保守点検委託	99,000	99,000	99,000	99,000	
受水槽清掃委託	62,018	62,018	62,018	62,018	
プール循環器及び起流装置点検	431,970	431,970	473,000	495,000	
公衆便所1ヶ所・園路清掃委託	434,962	430,420	448,716	461,175	
樹木管理委託	1,290,040	1,445,400	2,222,000	2,165,900	
芝刈委託	845,558	786,500	748,210	875,600	
駐車場管理業務委託(7・8月)	211,200	182,600	190,300	221,100	
自動駐車機器管理業務委託	396,000	396,000	396,000	396,000	
自動駐車機器保守点検委託委託	462,000	462,000	462,000	462,000	
使用料及び賃借料	198,000	198,000	198,000	220,000	
支 出 合 計 (B)	17,486,970	18,624,416	20,136,976	21,440,349	

※R 6 度については、決算見込み。

直近4か年年度収支状況表(総合運動公園多目的広場)【現指定管理者資料】

収入の部

(単位:円)

区 分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	備 考
総合運動公園利用料	654,000	445,000	543,250	471,250	
指定管理料	12,832,000	13,337,000	13,525,500	13,165,000	
自主事業参加費			13,095	2,880	
雑収入	93,879	69,377	69,381	68,522	
収 入 合 計 (A)	13,579,879	13,851,377	14,151,226	13,707,652	

支出の部

(単位:円)

区 分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	備 考
人件費	3,364,000	3,432,000	3,501,000	3,572,000	
需用費	1,668,103	2,277,548	1,390,204	1,566,368	
管理用品及び消耗品費	632,595	369,417	363,419	457,513	
光熱水費	710,458	1,097,128	464,685	795,305	
修繕料	325,050	811,003	562,100	313,550	
役務費	611,991	880,248	1,238,044	951,334	
通信運搬費	75,747	76,026	76,954	72,396	
保険料	514,804	783,112	1,139,980	857,828	
手数料	21,440	21,110	21,110	21,110	
委託料	6,811,338	6,731,588	6,249,238	6,530,921	
清掃委託	709,060	726,660	726,660	726,660	
点検委託	589,004	589,004	589,004	589,004	
管理委託	5,513,274	5,415,924	4,933,574	5,215,257	
使用料及び賃借料	9,108	9,108	9,108	9,108	
管理費	540,000	540,000	540,000	540,000	
負担金	0	0	0	0	
自主事業費	0	0			
公課費	404,900	364,700	533,000	451,400	
支 出 合 計 (B)	13,409,440	14,235,192	13,460,594	13,621,131	

直近4か年年度収支状況表(総合運動公園パークゴルフ場)【現指定管理者資料】

収入の部

(単位:円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
総合運動公園利用料	4,980,000	4,781,500	4,439,340	4,092,100	
指定管理料	11,801,200	12,120,200	12,477,200	12,180,200	
自主事業参加料	12,696	5,270	121,240	87,799	
雑収入	96,046	71,447	71,723	74,590	
収 入 合 計 (A)	16,889,942	16,978,417	17,109,503	16,434,689	

支出の部

(単位:円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
人件費	4,430,000	4,519,000	4,610,000	4,703,000	
需用費	2,416,615	2,005,652	1,637,822	2,032,568	
管理用品及び消耗品費	1,432,316	554,751	553,753	755,832	
光熱水費	769,343	1,130,329	514,603	856,478	
修繕料	214,956	320,572	569,466	420,258	
役務費	567,150	612,220	601,991	543,617	
通信運搬費	103,954	102,884	107,601	99,021	
保険料	452,756	499,226	484,280	434,486	
手数料	10,440	10,110	10,110	10,110	
委託料	7,864,073	8,356,287	7,543,057	7,445,757	
清掃委託	724,160	724,157	724,157	735,157	
管理委託	7,139,913	7,632,130	6,818,900	6,710,600	
使用料及び賃借料	519,230	512,160	504,460	502,920	
管理費	483,000	483,000	483,000	501,000	
自主事業費	0	20,208	105,221	76,277	
公課費	498,100	498,900	610,600	524,000	
支 出 合 計 (B)	16,778,168	17,007,427	16,096,151	16,329,139	

直近4か年年度収支状況表(弓道場)【現指定管理者資料】

収入の部

(単位:円)

区 分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	備 考
利用料金	381,900	307,200	264,000	251,100	
指定管理料	1,967,000	2,008,000	2,089,000	2,090,000	
自主事業参加料	0	0	21,000	15,000	
雑収入	5	6	5	296	
収 入 合 計 (A)	2,348,905	2,315,206	2,374,005	2,356,396	

支出の部

(単位:円)

区 分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	備 考
人件費	1,181,000	1,205,000	1,229,000	1,254,000	
需用費	294,050	235,504	413,903	360,767	
消耗品費	165,250	135,404	143,056	71,294	
光熱水費	0	0	97,197	170,523	
修繕料	88,000	100,100	149,100	94,950	
その他	40,800	0	24,550	24,000	
役務費	39,040	34,614	32,854	28,644	
通信運搬費	0	0	0	0	
保険料	39,040	34,614	32,854	28,644	
手数料	0	0	0	0	
委託料	497,333	420,495	359,150	370,750	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	
管理費	150,000	150,000	150,000	150,000	
負担金	49,344	0	0	0	
自主事業費	0	0	33,950	14,635	
公課費	123,400	137,200	128,800	132,600	
支 出 合 計 (B)	2,334,167	2,182,813	2,347,657	2,311,396	

直近4か年年度収支状況表(ヘルシープラザ)【現指定管理者資料】

収入の部

(単位:円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
利用料金	4,851,140	5,206,740	5,704,060	5,625,980	
駐車場利用料金	847,700	1,090,200	1,022,600	724,600	
指定管理料	23,292,700	25,818,700	25,155,700	24,026,700	
自主事業参加料	5,997,875	6,072,475	5,983,590	5,531,435	
雑収入	2,915,890	3,199,987	3,184,285	4,588,115	
収 入 合 計 (A)	37,905,305	41,388,102	41,050,235	40,496,830	

支出の部

(単位:円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
人件費	17,133,300	17,491,300	17,850,300	18,216,300	
需用費	5,569,478	8,187,542	6,873,678	7,307,308	
消耗品費	527,726	847,030	950,350	680,038	
光熱水費	3,983,620	6,194,599	4,842,003	5,109,944	
修繕料	937,200	822,470	862,666	1,317,140	
医薬材料費	5,645	620	4,822	4,237	
その他	115,287	322,823	213,837	195,949	
役務費	678,055	913,504	1,362,894	1,429,617	
通信運搬費	248,663	261,385	283,273	310,052	
保険料	429,392	649,330	1,016,528	1,033,716	
手数料	0	2,789	63,093	85,849	
委託料	5,498,780	5,680,949	5,694,150	5,783,241	
使用料及び賃借料	815,822	1,189,799	1,136,367	1,163,487	
管理費	600,000	600,000	600,000	600,000	
負担金	245,765	63,480	59,520	111,855	
自主事業費	5,280,783	5,561,857	5,084,559	4,491,773	
公課費	1,782,900	1,783,200	1,926,850	1,876,200	
支 出 合 計 (B)	37,604,883	41,471,631	40,588,318	40,979,781	

直近4か年年度収支状況表(町民体育館)【現指定管理者資料】

収入の部

(単位：円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
使用料	0	68,290	1,930,140	1,689,980	
空調使用料	0	0	83,100	598,100	
急速充電器使用料	29,573	595,212	1,164,442	1,059,355	
駐車場使用料	1,512,600	1,516,200	1,696,600	1,484,750	
指定管理料	8,650,000	10,047,000	11,877,000	10,938,000	
自主事業参加料	0	0	668,800	1,112,400	
雑収入	6,855,047	5,568,078	23,172	3,711	
収 入 合 計 (A)	17,047,220	17,794,780	17,443,254	16,886,296	

支出の部

(単位：円)

区 分	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	備 考
人件費	446,000	1,081,000	4,900,000	5,000,000	
需用費	2,945,385	3,562,775	4,813,977	5,386,047	
消耗品費	256,781	174,622	772,850	310,819	
光熱水費	2,438,556	3,069,145	3,372,700	4,689,550	
修繕料	83,622	290,700	618,119	332,730	
その他	166,426	28,308	50,308	52,948	
役務費	837,759	962,117	991,630	1,282,825	
通信運搬費	207,143	202,193	226,162	214,536	
保険料	630,616	759,924	765,468	1,059,620	
手数料	0	0	0	8,669	
委託料	2,322,200	2,326,060	2,707,760	2,970,748	
使用料及び賃借料	47,681	108,396	71,356	77,134	
管理費	240,000	240,000	360,000	305,400	
負担金	3,200,000	4,336,000	37,720	43,060	
自主事業費	0	0	693,805	940,575	
公課費	734,900	638,000	775,700	630,400	
支 出 合 計 (B)	10,773,925	13,254,348	15,351,948	16,636,189	

収支状況表 (自主事業含む)

テニスコート

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	6,155,773	5,678,246	5,625,422	5,449,852	22,909,293
支出	5,264,707	5,557,236	5,588,973	5,485,549	21,896,465
差引	891,066	121,010	36,449	-35,697	1,012,828

海浜公園及びその他の施設

※R6度については、決算見込み

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	7,051,930	6,482,891	7,496,346	6,745,658	27,776,825
支出	17,486,970	18,624,416	20,136,976	21,440,349	77,688,711
差引	-10,435,040	-12,141,525	-12,640,630	-14,694,691	-49,911,886

多目的広場

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	13,579,879	13,851,377	14,151,226	13,707,652	55,290,134
支出	13,409,440	14,235,192	13,460,594	13,621,131	54,726,357
差引	170,439	-383,815	690,632	86,521	563,777

パークゴルフ

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	16,889,942	16,978,417	17,109,503	16,434,689	67,412,551
支出	16,778,168	17,007,427	16,096,151	16,329,139	66,210,885
差引	111,774	-29,010	1,013,352	105,550	1,201,666

弓道場

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	2,348,905	2,315,206	2,374,005	2,356,396	9,394,512
支出	2,334,167	2,182,813	2,347,657	2,311,396	9,176,033
差引	14,738	132,393	26,348	45,000	218,479

ヘルシープラザ

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	37,905,305	41,388,102	41,050,235	40,496,830	160,840,472
支出	37,604,883	41,471,631	40,588,318	40,979,781	160,644,613
差引	300,422	-83,529	461,917	-482,951	195,859

町民体育館

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	17,047,220	17,794,780	17,443,254	16,886,296	69,171,550
支出	10,773,925	13,254,348	15,351,948	16,636,189	56,016,410
差引	6,273,295	4,540,432	2,091,306	250,107	13,155,140

合計

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度	計
収入	100,978,954	104,489,019	105,249,991	102,077,373	412,795,337
支出	103,652,260	112,333,063	113,570,617	116,803,534	446,359,474
差引	-2,673,306	-7,844,044	-8,320,626	-14,726,161	-33,564,137

令和6年度優先予約状況表（テニスコート）【現指定管理者資料】

※優先予約は該当なし

令和6年度減免状況表（テニスコート）【現指定管理者資料】

（単位：円）

区 分	件 数	収 入 金 額	減 免 金 額
一 般	4,798	4,037,200	0
減 額	414	165,600	165,600
免 除	0	0	0
合 計	5,212	4,202,800	165,600

令和6年度優先予約状況表(総合運動公園多目的広場)【現指定管理者資料】

団 体 名	件 数	備 考
湯河原町、小学校、子ども会等	6	減免率：10/10
スポーツ少年団、少年サッカー	41	減免率：3/4
体育協会、野球協会	16	減免率：1/2
合 計	63	

令和6年度減免状況表(総合運動公園多目的広場)【現指定管理者資料】

(単位：円)

区 分	件 数	収 入 金 額	減 免 金 額
一 般	25	256,000	0
減 額	63	215,250	109,600
免 除	6	0	50,000
合 計	94	471,250	159,600

令和6年度優先予約状況表（ヘルシープラザ）【現指定管理者資料】

団 体 名	件 数	備 考
湯河原町	0	減免率：10/10 令和3年：1件 令和4年：2件 令和5年：1件
保育園・小、中学校	0	減免率：10/10 令和3年：6件 令和4年：9件
合 計	0	

※件数は、2時間単位の件数

令和6年度減免状況表（ヘルシープラザ）【現指定管理者資料】

※減免等は該当なし

令和6年度優先予約状況表(町民体育館)【現指定管理者資料】

団 体 名	件 数	備 考
湯河原町(各課)	50	減免率: 10/10
小・中学校	22	減免率: 10/10
保育園	14	減免率: 10/10
老人クラブ連合会	2	減免率: 10/10
社会福祉協議会	4	減免率: 10/10
子ども会育成団体連絡協議会	0	減免率: 10/10
体育協会(各部)	1	減免率: 10/10(体育協会主催大会)
商工会	4	減免率: 10/10
町教育研究会	0	減免率: 10/10
国際交流協会	0	減免率: 10/10
子育て支援センター	0	減免率: 10/10
合 計	97	

令和6年度減免状況表【現指定管理者資料】

(町民体育館)

(単位: 円)

区 分	件 数	収 入 金 額	減 免 金 額
一 般 団 体	171	1, 409, 900	0
減 額 団 体	60	102, 000	30, 000
免 除 団 体	376	192, 800	2, 843, 800
合 計	607	1, 704, 700	2, 873, 800

※スポーツ少年団等の優先予約団体ではない減免団体の件数が含まれているため、優先予約状況表とは一致しない。

令和6年度減免等状況表【町資料】

(町民体育館駐車場)

(単位: 円)

事 業	関係団体	利 用 状 況	備 考
ゆがわらフェス	湯河原町商工会	イベント会場	免除
ふれあい産業祭	湯河原町商工会	イベント会場	免除
湯河原町総合防災訓練	地域政策課	訓練会場として使用	免除
ふわはあと	ふわはあと	イベント会場(一部)	免除
出初式	消防署	車両分列行進 少年消防クラブ	免除
農林水産まつり	農林水産課	イベント会場(一部)	免除
湯河原中学校及び吉浜小学校の学校行事	学校教育課	学校行事の際の駐車場	免除
町民レクリエーション(雨天中止)	社会教育課	シャトルバス乗降所	免除

